

1. 件名:「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング(濃縮施設(4-22)、濃縮施設(遠心機)(22))」
2. 日時:令和3年5月27日(木) 13時30分~16時10分
3. 場所:原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)
4. 出席者  
原子力規制庁  
原子力規制部  
核燃料施設審査部門  
(原子力規制部新基準適合性審査チーム)  
古作企画調査官、大橋管理官補佐、藤原安全審査官、河原崎安全審査専門職  
専門検査部門 早川上席原子力専門検査官  
日本原燃(株)  
ウラン濃縮工場 濃縮保全部長 他7名  
東京電力ホールディングス(株) 原子燃料サイクル部 サイクル技術グループ  
担当  
関西電力(株) 原子燃料サイクル室 サイクル事業グループリーダー  
中部電力(株) 原子力本部 原子燃料サイクル部 フロントエンドグループ  
副長
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. その他  
提出資料  
「ウラン濃縮加工施設の設工認の補足説明における基本ロジック」

#### 参考

- ・ 日本原燃株式会社 ウラン濃縮工場 規制法令及び通達に係る文書(令和2年12月24日)  
「日本原燃(株)から濃縮・埋設事業所加工施設の設計及び工事の計画の認可申請を受理」  
[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/FAB/180000125.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000125.html)

[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/FAB/180000128.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000128.html)

- ・ 令和3年4月24日  
「日本原燃(株)再処理施設、MOX施設、濃縮施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和3年4月25日  
「日本原燃(株)再処理施設、MOX施設、濃縮施設の設工認申請に関する資料提出」

| 時間      | 自動文字起こし結果   |
|---------|---|
| 0:00:01 | はい。規制庁の大橋です。ただいまから日本原燃、濃縮施設の設工認申請に係るたいと思います。  |
| 0:00:12 | 最初に注意事項についてお伝えします。ヒアリングでは不開示情報を発現しないようにしてくださいで発言してしまった場合、その場でその前に指摘するようにしてください。発言の際は初めに所属スミヤ述べてから発言をしてください。         |
| 0:00:30 | また発言しないファイバーマイク等を見るとにするようにお願いします。   |
| 0:00:35 | それでは本日の説明列が、  |
| 0:00:40 | 5月の24日と25日に提出された資料に基づき、中出るということでよろしいでしょうか。  |
| 0:00:50 | 日本原燃の瀧野ですその通りに名よろしいですか。はい。それでは、出席者の方を説明していただいた上で資料の説明について、お願いいたします。   |
| 0:01:04 | 日本原燃の瀧野です。本日から本日のヒアリングの出席者ですが私地中の   |
| 0:01:11 | それから八木橋坂本柴田   |
| 0:01:16 | ナカバヤシ、木村型の以上で本日は対応させていただきます。それでは早速ですが資料の説明のほうに入らせていただきます。   |
| 0:01:33 | 日本原燃若林です。それでは濃縮個別01説明に入ります。5ページご覧ください。  |
| 0:01:41 | 今回の修正では前回コメントを踏まえまして、大きく添付1の全体の設工認申請対象設備の抽出する資力出席しております。  |
| 0:01:51 | まず変更点として添付1-2の英語と説明しますので38ページをご覧ください。   |
| 0:02:01 | 事業変更許可申請書の変更内容とさせて与设计との関係を示しておりますが、一番右側の列ですね。恣意性区分②、③について、申請許可①と別に、申請を実施することの妥当性の説明のことについて説明する列を追加しております。           |
| 0:02:21 | 左側にNo.という田んぼでそれぞれ記載してありますが、こちらのNo.についてですね、添付1-1との設備リストとひもづけを示すために、添付1-1のほうに、こちらのナンバーを経営陣みずからも追加しております。              |
| 0:02:39 | 争点については後程添付1-1の説明の際に説明しますと、5ページに戻っていただいて、   |
| 0:02:48 | 県が三つ目の上から三つ目の白丸のところになりますが、添付1-1の設備リストの修正については前回提出版では、やっぱり持って来すべての設備機器許可内容等を抽出することとし、目的としていたのでは資機材等の運用であるとか、コメントを受けた |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:03:08 | 基礎本体の支持構造物とかですれが入っていた状態でありましたので、今回全社の資料を踏まえまして、設備リストのほうを再整理しました。  |
| 0:03:17 | 再整理のし直した結果ですね。ええと設備リストのほうには記載しないとした設備のほうを添付 1-3、39 ページのほうに示しております。  |
| 0:03:29 | 前者の考え方に従いまして設備リストに記載するのはもうその安全機能もしくは設計要件の達成に必要な設備を設工認申請対象設備として抽出するという考え方ですので、今回記載しないこととした設備機器生それ以外、                   |
| 0:03:46 | この設備になります。  |
| 0:03:48 | 具体的にどういったものを該当するかっていうのは 3.9 ページで説明しますと、上のほうにあるんですね、配管の支持構造物であるとか、カバーシート   |
| 0:03:58 | またパーズを地質配管といった申請対象設備でありますよう配管に付随するものとして、整理できるものでありますとか、中段のほうにある生産系のインターロック。   |
| 0:04:10 | こちら安全機能を持たないということで、こういったものと、あとはをもって違わないんですけども、評価であるとか、運用で担保するようなチームと防止設備、安全避難通路重大事故と対処資機材、そういったものを購買キリストには記載しないこととして、 |
| 0:04:28 | 明日こちらすべて前回から期待しないこととしたものについてはこの添付 1-3 のほうにまとめております。   |
| 0:04:37 | そのまま 40 ページに示します 5 ページのほうに戻ってください。  |
| 0:04:47 | 続いて添付 1-1 の設備リストに記載の考え方ですが、再整理した設備リストの記載順につきましては、49 ページのほうに今回説明資料用意しております、順番を見直しております。                                |
| 0:05:03 | 前回は機器が並んだと配管まわした方を買って系統と関係なくたまっていたり、インターロックをしたものでまとめられていたり、決してましたが、今回は基本的にですね、事業変更許可申請書と同じ施設区分節理組む系統と、                |
| 0:05:19 | 順番に爆発の通りですね、並べといいます逃げカスケード設備については申請が前半と後半で分かれるということから、  |
| 0:05:28 | 2 カスケード設備の盤だけ系統のに加えてですね、まず半端鋼板／というところでそれぞれ切り分けますが、基本的には系統について並べた上で、   |
| 0:05:39 | 一番右側の図になります、機器配管の順に並べてインターロックについては、そのインターロックを持っている基地なり配管なり、その機器配管の下に伝わらせる形でリストのほうを整理しました。こちらリストの順番を変更しましたということですよ。    |
| 0:06:01 | 続きまして 50 ページ、そのまま   |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:06:04 | 言っていただけると。  |
| 0:06:06 | 主要配管のブログっていう考え方については全体の系統図を示した上で考え方を示すことというコメントありましたが、こちら添付 1 のほうにですね、機微情報を含ませないために事業変更で詳しい者の系統図を使用しておりますが、         |
| 0:06:23 | こちらに全体の系統図と、あとは水室耐震重要度分類が 1 位と  |
| 0:06:31 | その未回答接種配管をまず紫色でいろんなくて、あと一晩りもしくは 0.95%以上あるうちの黄色に珪長質で機能をイノマタにしたものを分けております。  |
| 0:06:47 | F、基本的にフローっていう配管の区切り方ですが、  |
| 0:06:51 | 系統機器で区切ることで、まず、そのとかどこまでの配管の繋がりを明確にするとともに、その間では耐震重度分類で臨界管理等の設計上考慮すべき事項に違いがある場合は明確になり、見しております。                        |
| 0:07:06 | 濃縮施設の場合は、基本的に系統来てくれれば臨界のほうは   |
| 0:07:12 | ちょっと切れてくるのであせ救急経過製品原価でちょっとここでは、   |
| 0:07:17 | 人たいのは大丈夫なんですけども、耐震重要度分類はですね、やはり   |
| 0:07:21 | 期中で変わるところがありますので、あそこの区切り方の説明が 52 ページ。   |
| 0:07:29 | 常に  |
| 0:07:30 | 説明は終わりをイメージしたやつですけど。  |
| 0:07:36 | 公衆に提示も立派な見方を示しておりますが、設計Bの間で一つの  |
| 0:07:44 | それで示せるかっていうと、耐震重度分類 I II 類でkLという考え方に入ってますって考え方で切っておりますので、ここもNo.1No.2 とLと耐震重要度分類の江坂前目で切る。                            |
| 0:07:58 | また、   |
| 0:08:00 | 経営から弁   |
| 0:08:02 | 34 の間と弁護法律の間も原因どうして切ってるように見えるんですから、耐震重要度分類で切った上で、系統でも聞いたってということになるとNo.4No.5 というふうにも細分化され、                           |
| 0:08:17 | またNo.4No.5、時ような岩盤にしてない理由としては、もうちょっと   |
| 0:08:23 | オタッキーのラインであるとか、ほとんどバッチで使うラインであるとか、そういった機能の違いによってもまた途切れ必要があるんで、そういった件で、まず耐震重要度分類であるとか携帯ぎりぎり竜巻ながち食い違っているところfront入った方を |
| 0:08:38 | ANSIキシノけしております。結論から言って論点の距離が買えたのかって言ってみると、今書いておりませんで、今の点でいきたいと。   |
| 0:08:50 | 全社の報告にしましたが安全機能を有する機器、  |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:08:55 | 場合いっばいければ、そこはそれを見てて区切っているということですのでその考え方については全国統一しております、後でちょっと異なってSクラスであるとか、dB製の筐体がないのでは耐震性がやっぱり一番遅れてきてとか、         |
| 0:09:10 | 現状でございます。ページに戻ってください。   |
| 0:09:18 | はい。   |
| 0:09:19 | ゴミの黒いポツがありますけどその上から続いて3ポツ目ですね、数量に関してですが、  |
| 0:09:29 | 事業変更許可申請書の適合性とか技術基準の適合性を説明する上で設工認において数量明確にしなければならないものは設備リストみたくね確保しております。  |
| 0:09:39 | それ以外の機器のうちで風呂六つ形式で細分化して行うものであったりの/Aと放射線管理施設等は数量を一式と記載させて記載しております。   |
| 0:09:53 | で、その下のポツですが、数量意識と記載する設備については申請範囲とか、工事を行わないと躊躇工認申請書で明確になるようにですね、設工認申請書の添付説明書を添付図面、                                 |
| 0:10:06 | 等で系統配置設計更新統明示することとしたいと期待しております。   |
| 0:10:14 | でカバーまたはシートアマチュア配管に施工するんですけども、そのような、どこをどう施工するっていうイメージが検討1-6なのでPd   |
| 0:10:24 | 資料。   |
| 0:10:27 | しましょう。  |
| 0:10:31 | 53ページですね。   |
| 0:10:34 | 13ページをご覧ください。こちら事業変更許可申請書により抜粋した系統全範囲幅施工範囲ピンク守ってたらええと高温ライトまかれているようなもので、   |
| 0:10:48 | このような図をですね、左側の吹き出しに書いてますが、施工範囲を添付書類説明書または添付図面で示したいと思っております。ここは事業変更許可申請書を使っておりますけれども、設工認においてはカバーシートの施工範囲が明確になるように、 |
| 0:11:06 | 明確になるような詳細な形状を示したいと考えております。   |
| 0:11:12 | 運用で担保するような、例えば保管機材の関係。  |
| 0:11:16 | 施設とかですわます領域とした上で、その数量自体は管理してきましたので、   |
| 0:11:23 | 添付説明書のほうで、保安規定かさつき数量等適切に管理すると記載。  |
| 0:11:31 | をしていきたいと考えております。  |
| 0:11:34 | 以上が変更点でして、1-1、具体的にどう変わったっていうのは、pHページ別紙自然退職率。  |
| 0:11:46 | いなります。  |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:11:48 | 右側 4 列目のほうに青字で書いてるなというところですが、こちらは先ほど言った店舗一度にため検知でしたですけど、思います。               |
| 0:11:57 | まずこちら追加したということと、二名の順番を展開してしたものであり、入れ替えた上で、先ほど言った 1-3-1。                     |
| 0:12:08 | 代替機設備、  |
| 0:12:10 | ちょっと 3 に記載している設備等が  |
| 0:12:13 | 設備から抜かれているという状況として、下から 2 チームに使用会館で総務期待値配管についてのインタロックページへ                    |
| 0:12:25 | 一つお詫びと訂正なんですけども、今、インターロックの欄で一番多いです。うんたら 600 名                               |
| 0:12:34 | ただ、ちょっと記載するインターロック。   |
| 0:12:38 | 今日に至る上で一つ業作った上で、計器を三つ並べているんですか。   |
| 0:12:44 | 電車ためと   |
| 0:12:46 | ページとところインターロックについては、結構インターロックについては備考に書いて景気名の方で一応使うということでしたので、終わってさせていただきたい。 |
| 0:12:57 | 聞こえますのでリスト上はインタロック命じられた業でインターロック的に集めて、                                      |
| 0:13:08 | 書いた上で、それに必要な計器等を聞きました。  |
| 0:13:13 | うちで、  |
| 0:13:15 | 修正したいです。  |
| 0:13:19 | 011 の定義の説明は以上です。  |
| 0:13:27 | ただいま説明のありました事項につきまして規制庁より、  |
| 0:13:35 | 質問ありますでしょうか。  |
| 0:13:39 | 規制庁のカワラサキです。今御説明していただいた資料で何点か確認させていただきます                                    |
| 0:13:47 | まず最後に御説明のあった 8 ページの   |
| 0:13:51 | 辺りの仕様表の書き方なんですけれども、指標じゃないですよ。設備リストの書き方なんですけど、                               |
| 0:14:00 | これ仕様表にも関連してくる話ではあるんですけど、インターロックの関係なんですけども、先ほど                               |
| 0:14:09 | このインターロックの名称のところはなくなるんだというお話だったかと。  |
| 0:14:16 | 思います。   |
| 0:14:19 | ちょっと念のためなんですけど、整理としては、例えばカスケード設備だったら、カスケード設備に属する                            |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 0:14:27 | 検出器とインターロックが、  |
| 0:14:31 | あるかと思うんですけど、それらが例えば  |
| 0:14:37 | 圧力とか流量によって濃縮等を制御するインターロック管理するインターロック<br>ありますと、   |
| 0:14:44 | いったときに、  |
| 0:14:45 | そのインターロックの後に関連する検出器、   |
| 0:14:50 | を並べられるというイメージで、  |
| 0:14:53 | いいんですかね。   |
| 0:14:54 | またその場合に、   |
| 0:14:57 | あるインターロックでこの検出器を使いますと言ってまた後ろのほうで出てくる<br>インターロックの中で、同じ検出器を使うって言った場合の記載はどうなるの<br>かっていったところを御説明いただけませんかでしょうか。 |
| 0:15:17 | 今日原燃岡林です。  |
| 0:15:19 | イメージとしては、うん。   |
| 0:15:22 | 1 ページ。   |
| 0:15:24 | そうですね。   |
| 0:15:25 | ああいている圧力異常による火花すいませんちょっと音声が途切れがちなの<br>で、マイクを近づけなりしていただきたいと思います。  |
| 0:15:37 | 申し訳ございません。日本原燃の小林です。   |
| 0:15:41 | あと、  |
| 0:15:42 | そうですね主要配管歩い見えのスターにあるインターロックで見ますと、  |
| 0:15:50 | 圧力流量、  |
| 0:15:52 | 及び濃縮度測定装置によるのスピードパリのインターロックっていう業務課なく<br>なりましてそれが機器配管の備考に書かれると。   |
| 0:16:00 | その上で下にKK書かれるというのはカワラサキさんのおっしゃってる通りで、   |
| 0:16:06 | 次へと共用する場合はどうするんだという点につきましては、下側の 2bカスケ<br>ード経営  |
| 0:16:14 | ですね、この値は以下あるEBーインタロックの下に契機として、正規職員数<br>装置。   |
| 0:16:23 | ありますけども、それは数量のところにも、ピット共用という記載しておりますの<br>で、こういう形で共用する。   |
| 0:16:35 | このについてはないないとか共用ということを明確立地たいと考えてこういうふう<br>に表示したことで今、  |
| 0:16:44 | 整理しております。  |
| 0:16:47 | 以上です。規制庁川崎ですが、わかりましたということは   |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



|         |   |
|---------|---|
| 0:16:51 | 今言ったのは  |
| 0:16:54 | この機器名のところの左側のレッド欄は残ってその下にあるインターロックっていう名称がなく、ものが業としてなくなるというふうに理解しました。              |
| 0:17:08 | うんそうすると。  |
| 0:17:11 | うーん。  |
| 0:17:14 | ちょっとこれも使用被ばくところであわせて多分考えたほうがいいのかと思う思いつつ、  |
| 0:17:23 | だから一応そのインターロックというくりで、   |
| 0:17:26 | 記載を他の1個ずつ書き分けていくという   |
| 0:17:31 | スタイルをとろうとしていて、その中にひもつく検出器を  |
| 0:17:35 | 何回か出てくるやつあるんですけど、おそらくそれはそれでわかるようにして繰り返し書くというふうに                                   |
| 0:17:43 | 理解しました。一方で、ちょっとその、  |
| 0:17:46 | 使用表のじゃあそのときの書き方はどうなるのかっていった議論に入っていくとそこら辺で多分ですね。                                   |
| 0:17:56 | その実用炉の整理の方がどうなってるのかみたいな話をですね。   |
| 0:18:01 | 併せて考えていただく必要があるのかなと。  |
| 0:18:05 | このっています。結局その設備として同じものが何回も出てくるっていう形の   |
| 0:18:13 | 設備リストなり仕様書の書き方になってしまうことによって、対象がちょっとわかりにくいような構造の記載になってしまわないかというところがちょっと心配している事項です。 |
| 0:18:29 | で、ちょっとすみません   |
| 0:18:32 | 一旦ここでは確か、この点はちょっと切らせてもらってちょっと費用使用表のときにあわせてちょっとこっちに戻ってきたいと思います。                    |
| 0:18:41 | 規制庁側から対処何か補足あればお願いします。  |
| 0:18:51 | よろしいでしょうか。静聴コサクですけど、インターロックについては、インターロックというのをまず使用表の                               |
| 0:19:03 | 踏み出し的に書いて内数として流量計なり圧力計の項目という項目が表をそれぞれ   |
| 0:19:16 | ぶら下げて変えていくということで理解を   |
| 0:19:21 | ししたけど、そうであった場合、インターロック関係のない経営危機の場合は、どういう見出しになるかって言うのは、                            |
| 0:19:32 | なんかこう、このリストの中で御説明いただけますか。   |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:19:40 | 助言を飛ばしてすみません説明が悪かったんですけども使用料もベースとしましては、まず響かてきた値を書いた上で、基金の見込み等で低下傾向になる。                                  |
| 0:19:53 | すみません。恩恵がちょっと遠くて最初から聞こえなかったのもう一度お願いします。   |
| 0:19:59 | すみません、日本原燃日本原燃若林です。   |
| 0:20:03 | ちょっと説明が少し悪かったんですが、使用表のイメージとしましては、FCIはできるのはきつと計器のみを考えておりました、じゃあインターロックはどうするんだと思いますと、機器の方にまずインタロックを有することを |
| 0:20:19 | ベンチ前書きで書くと、   |
| 0:20:22 | 使用表は、景気の方で作成した上で、景気の方にも具体的に関係して別ということ   |
| 0:20:31 | 日立と考えてまして、スタッフさんがおっしゃったようなインターロックの内数で景気を本当に   |
| 0:20:40 | これをでは想定はしておりませんでした。内にセットしてます。   |
| 0:20:45 | ちょっと設備リストの記載の仕方が悪いのかもしれませんが、やっぱ考えております規制庁コサクですけど、おっしゃる通りで、であればここにインターロックと書くべきではないです。                    |
| 0:20:57 | ですけど。   |
| 0:20:59 | そうするとよくわからなくなるのでやっぱり書く必要があると思ってて使用表でも書く必要があると思っています。  |
| 0:21:08 | その時にインターロックじゃないものってどうなるどういう話になるのかなということ聞きしてます。  |
| 0:21:15 | ここでまずはインタロックでない計器についてどう整理してるのかを説明してください。  |
| 0:21:27 | 日本原燃若林です。   |
| 0:21:29 | 現在の整理としては、インターロック復水しないインターロックの内計器については申請者と考えておりました。   |
| 0:21:39 | 逆には定期がない機能のみっていうのもあるんですけど、こちらは修正されてますが、   |
| 0:21:47 | じゃないといけないしちゃったりしたのです。規制庁コサクですけどまた聞こえなくなったのでちょっと根本的に対応を考えていただきたいんですけど、                                   |
| 0:21:59 | インターロックのない  |
| 0:22:02 | 景気は書かないと言われましたけど、そういう判断フローにはなってなかったはずで、   |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 0:22:10 | 重要な測定項目はもう   |
| 0:22:14 | 登録をしていただかなきゃいけないと思うんですけど、そういうものが全部インターロック絡みになってましたってことなんですかね。                          |
| 0:22:26 | 日本原燃ワカバヤシですと、まず意見音声の件については申し訳ありません。今マイク 8 日を勘案しましたので、もし今後また同じ事象が発生しましたら、お伝えいただければ幸いです。 |
| 0:22:38 | 2 点目の  |
| 0:22:42 | ちょっとゆるい扱いと日本 2 点目のですね、必要な計測機能がすべて打ち出されているかという点については、                                   |
| 0:22:53 | 原則として見るべきものは傾向なりインターロックすべて用いておりますので、後については抜けがないと考えております。以上です。                          |
| 0:23:06 | 補足ですけど今言われた警報というのだけっていうのはないですか。  |
| 0:23:19 | 日本原燃若林です。傾向のみで景気がないという点で言えば、モニター、  |
| 0:23:27 | 工程用モニターであったりとか排気用モニターについては、危機時機器自体が警報機能持っておりますので、                                      |
| 0:23:36 | そういったものが対象にはなりますが、それらも機器として抽出されると。   |
| 0:23:41 | いや、規制庁コサクですけど、だからそれはどういうふうにもリストで書いてますかっていうのを聞いてるんですけど。                                 |
| 0:23:49 | リストアップ日本原燃若林です。  |
| 0:23:54 | 鳥栖登場については、所オガセ回答ページさ。  |
| 0:23:58 | 表示しますので、   |
| 0:24:14 | はい。  |
| 0:24:59 | はい。  |
| 0:25:05 | 日本原燃若林です。20 ページをご覧ください。  |
| 0:25:17 | 20 ページの中段下ほどに、   |
| 0:25:20 | 2 号工程をモニターという景気を   |
| 0:25:25 | 機器として救出しております。   |
| 0:25:28 | ただこの歩いて要望インターンですが、インターロックのPET検出タンとして用いておりますので、その下、                                     |
| 0:25:37 | ここやそのためのインターロックのところがその下のところと言いますと、   |
| 0:25:42 | インターロックの欄、   |
| 0:25:45 | にとそ検出計器のところ、2 方向低温至って記載した上で、   |
| 0:25:50 | 右側の情報につきましては地域として抽出しているものを検出タンとして用いるため混乱での記載省略としております。あと 33 ページのほうに、                   |
| 0:26:05 | はい。  |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:26:09 | 32 ページです。申し訳ありません。  |
| 0:26:14 | 32 ページの下ほど放射線管理し測定設備で背景をモニターEPと記載しておりますが、ここについては、先ほど申した通り警報機能を持ってるんですが、そちらを記載してきておりませんので、                   |
| 0:26:30 | すみません、そこは   |
| 0:26:32 | 適切な記載に改めたいと考えております。   |
| 0:26:36 | 以上です。   |
| 0:26:46 | 規制庁高速で説明ありがとうございます。ですね。   |
| 0:26:53 | 今、  |
| 0:26:54 | 後ろで説明のあった放射線管理施設は、管理、   |
| 0:27:00 | まさに施設の枠の構成品ということなので、景気が並んでるのはおかしくないと思いますし、それにある警報機能というのを明確にさせていただいて使用表で書いていただくということで、問題はないんだと思うんです。         |
| 0:27:19 | その前に説明があった 20 ページでしたかね、ものなんですけど、これは、  |
| 0:27:29 | モニターという単品が設備として書かれるっていう   |
| 0:27:35 | いうのはほかのインターロックが並んでいるのとの関係であるという位置付けになるんですか。   |
| 0:27:49 | ちょっともうちょっと質問を整理したほうがいいですかね、工程をモニターっていうのは、他のインターロックの信号にもなるということなんですけど。                                       |
| 0:28:02 | 2 にもかかわらず、個別に工程用モニターというのを枠を設けた理由ということでもいいんですけど。   |
| 0:28:10 | そういう整理です。   |
| 0:28:14 | 日本原燃若林です。   |
| 0:28:16 | まず排気重いかと低温インターン違いですが、廃棄をモニターについては、はい機構のほうにつけてまして、施設全体では漏えいがあったときに堅実で警報察するという機能を持っているんですが、こちら工程をモニターにつきましては、 |
| 0:28:35 | UF6 を大気圧以上取り扱う均質ブレンディング設備成因をお聞きのようなものになりまして、  |
| 0:28:44 | 耐気圧以上で取り扱うところ 0 漏えいが起きた際に、検知して地域を検知して、  |
| 0:28:51 | 緊急遮断弁であったりとか、バツだ／切り換えを行うと。  |
| 0:28:57 | そういった装置になります。ですので、事業許可のほうでも放射線管理施設等ではなくて、均質ブレンディング設備として、まず設備登録をしております。ですので、結果として登録をさっきからしている。               |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 0:29:13 | 規制庁コサクですけど質問の意図は理解していただけなかったようなもので、もう一度質問を言いますけど、  |
| 0:29:22 | 今御説明あったところだと。  |
| 0:29:25 | 工程用モニターというのをインターロックの信号になるので登録しますというふうに言われたんですけど、やはり個別に出さずにインターロックの   |
| 0:29:38 | 中で契機としていけばいいんですけど、なんで個別に出してるんですかっていう質問です。  |
| 0:29:48 | 日本原燃若林です。少々お待ちください。  |
| 0:30:04 | 日本原燃柴田です。今のところを補足させていただきますと、認可の時代からですねえと工程をモニターのほうは対決以上取り扱う機器、大事な検出器として許可でも一つの機器としてエントリーさせていただいたものになっております。            |
| 0:30:21 | おりまして、ちょっと今回怒ることのインターロックに関わるそれぞれの計器っていうのを鋭意詳細化ケースしてリスト化または使用権をとして申請させていただいてまして、ちょっと今回、ある程度使用表としてはほかの結局初物として登場してきております。 |
| 0:30:40 | そこの重要度の違いということで示し方が違うという1名があると事業許可でお手盛りと一つの機器としてエントリーさせていただいたので、今はこのように整理になってくるという状況です。今コサクさんが言った通りに昨日の時点で、            |
| 0:30:57 | 昨日から記載の仕方を考えていくと。  |
| 0:31:01 | いう観点からすると固定モニターもこの結果を同じような枠組みで記載するのが適正かとは思うんです。  |
| 0:31:11 | はい、わかりました。規制庁直です。  |
| 0:31:15 | 一方で、どちらかというのが私はインターロックの内数として景気を書くというよりは、景気を契機として改定インターロックはインターロックとして改定肝づけをしたほうが、                                       |
| 0:31:27 | 今みたいな話もあるので、融通がきくのではないかなあと。  |
| 0:31:34 | 思っていますので、というのも契機には計測範囲契約高範囲というのを開くっていうルールで一部ずつやっていますけど、インターロックのいわゆる起動信号っていったって、  |
| 0:31:51 | 必要だと言っていますけど、そういうものはまた別枠で書くことになってて、起動信号の設定値聴覚っていうことになってます。景気のところで、そういう起動信号の設定値って書くのは、実用炉の規則的に言うと違和感があって、               |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 0:32:11 | 同じように書いてあるなっていう気がしているんですけど、まとめるとなったときにはじゃあどういうふうに書きますかっていうことでまた議論が行わ途中のところっていうことではあるんですけど。                 |
| 0:32:22 | あるのでちょっとその議論も踏まえて今後取っこっち側にどういうふうに整理したほうがいいのかというのを  |
| 0:32:30 | 限定して考える全般その経緯を契機としていろいろあるけどっていうのところだとかっていうのを踏まえて考えていただければと思います。  |
| 0:32:40 | 一旦、カワラサキさんにお返しします。   |
| 0:32:44 | 規制庁川崎です。   |
| 0:32:46 | 今コサク町さんからありましたように、ちょっと仕様表のところでの議論を踏まえて、ここについては見直しを検討いただくということになろうかと思います。続いての別の論点にちょっと移りたいと思います。            |
| 0:33:03 | 3、御説明いただいた 38 ページの部分についてご質問いたします。  |
| 0:33:14 | ここで  |
| 0:33:18 | 備考欄に工程が一番右の欄のところ申請同士の関係性というかについて補足説明いただいたかと思いますので、   |
| 0:33:28 | 6 番のところを見ると、遠心機の更新の工事というのは、  |
| 0:33:33 | 新基準の分割申請側の工事と物理的に隔離されているなどのことについて記載されておりますけども、前回のヒアリングで言ったのは、第 1、  |
| 0:33:48 | 1 階から 5 回の分割申請と遠心機の申請のみならずですね、   |
| 0:33:55 | いえ、鋼板とおっしゃっている遠心機の申請と 2B2C と 1 おっしゃっている方の申請との関係性についてもちょっと  |
| 0:34:05 | 補足いただきたかったという趣旨でコメントしてますので、その点についても明確にさせていただくことはできるでしょうか。  |
| 0:34:15 | 日本原燃釈迦音でございますと、こちらの記載の意図としては三重項さんも 2 Pd にシーム含めて、物理的に当隔離しているということを示した方ですけども、この文章が悪くて、それがよくわからない記載になっていますので、 |
| 0:34:33 | 丁寧に興産の TBC ば系統の弁によって確率化されていて使用しないということを少し明確にします。   |
| 0:34:42 | 規制庁カワラサキです。わかりました、明確にさせていただけるとと思います。   |
| 0:34:47 | 続きまして 40 ページの記載ですが、  |
| 0:34:52 | 今回その先ほどの設備リスト。   |
| 0:34:56 | を改めて整理したことによって、前回書かれていって、と設備リストに載ってこないものたちがここにあるというふうに理解しました。  |
| 0:35:05 | その中でちょっと事実関係だけ確認したいんですけども、40 ページのところの  |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:35:13 | 搬送設備という欄があるかと思しますので、ここに代車関係の通すものが記載されていますが、これはどういった扱いの物機器危機ではないのか気になるのでしょうか、或いはその資機材みたいなものなのでしょうか。      |
| 0:35:31 | もしくは、その基本設計方針みたいなどころでは対象となるようなものなのでしょうか。そこを教えてください。   |
| 0:35:42 | 日本原燃岡林です。   |
| 0:35:44 | 層厚リールデブリについては、搬送台車するために、床面にあるBL。  |
| 0:35:52 | やりますが、位置付けとしましては、安全機能自身、安全機能を層厚0ターンテーブルが持つものではないので、センサ系の設備を整理しまして、こちらの方に転送しております。Aは以上です。                |
| 0:36:09 | 規制庁川崎です。清算決定ということで1回私鉄この台車に載せるものそのものっていうのは、   |
| 0:36:20 | 生産系というくくりで整理されているのか、それともそれはそれとして、   |
| 0:36:27 | 設備リストの枠に搬送設備として持ってきているから、こちらのほうは逆されているという。  |
| 0:36:35 | 以下になるのかという理解でしょうか。  |
| 0:36:39 | 日本原燃坂本でございます。   |
| 0:36:42 | この走行レールの基礎高齢化いかねえ走るルートスペース等ルートのレールかけでデータであって、結構ここへという6のシリンダ別な搬送台車例がこの礼儀を走りますね。                          |
| 0:37:00 | 安全機能としてはその反省退社時代が留学スピンドを転倒させないということさないという機能を搬送台車が持っておりますので、Rayleighだつて短編部隊はそういった設定とかの機能を持っておりませんので、会社で、 |
| 0:37:16 | その系統安全機能を確保するということで、その対応について搬送台車につきましては、スプレイいい設備数の方に  |
| 0:37:29 | エントリーしております。そちらで改良します規制庁カワラサキです。わかりました。ありがとうございます。ちょっと見たような観点で、なぜ起債されてないかの確認なんですけど、41ページの臨界警報装置なんですけど。  |
| 0:37:46 | これはなんか許可で見たような気がしつつ、どういった整理になってるかちょっと教えてください。   |
| 0:38:01 | 宮丘番地  |
| 0:38:03 | 限界警報装置について今基本設計方針の提出されたかって言って、  |
| 0:38:12 | あとはですね、しているんですか、臨界のところでもちょっと見てもよろしくなくて、   |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 0:38:20 | 右のカワラサキでちょっとまた補正が途切れがちなので、ちょっと若干巻き戻って御説明をお願いします。   |
| 0:38:32 | 助言を飛ばしです。  |
| 0:38:34 | 発言の方は気をつけますので、委員会警報装置なんですけども、許可の基本設計方針許可のほうで臨界警報装置を設けると臨界の安全設計のところ宣言してはいるんですけども、                             |
| 0:38:51 | 臨界のところでは物理的に本施設では臨界は起き得ないということを制限していること。   |
| 0:38:59 | あとは報告者設備登録として本文とかでも臨界警報装置については記載していないということで、それらを踏まえまして安全機能を持たないことから、   |
| 0:39:11 | こちらのリストのほうに落としているという整理になります。   |
| 0:39:15 | 規制庁カワラサキです。確認なんですけど、許可のときに、訓練っていったところを踏まえて、と設工認では基本設計方針として、一応申請されているという理解でよろしいでしょうか。                         |
| 0:39:30 | 日本原燃若林です。  |
| 0:39:32 | その通りでございますが、臨界警報装置を設けるという設計基本設計方針を基本設計法のほうに記載しております。その設備としては設備登録しないということですので。以上です。                           |
| 0:39:49 | 規制庁コサクですけど、ちょっと  |
| 0:39:52 | あとも混乱してきたんで全体共通での議論との関係で教えて欲しいんですけど。   |
| 0:39:59 | 設備リストについては使用表に書くものだけではなくて、基本設計方針で設備例が書かれるものというのあわせてリストアップするというふう聞いていたんですけど。                                  |
| 0:40:14 | これまでの説明だと何かそうではないような   |
| 0:40:18 | 対応されていて、今の臨界警報装置もそうなんですけど。   |
| 0:40:26 | 融資くず絡みのカバーなりシートっていうのも県設計方針量書かれるということだと思うんで。  |
| 0:40:35 | の細かにどこの場所の何とかがって書く必要はないんですけど。  |
| 0:40:40 | どういうリストアップの最後もし認定結果はしてるのかっていうのは、もう一度どう聞かせいただけますか。  |
| 0:40:48 | 経理処理でございます。すいません今私の経験でちょっと全社という言い方が違う気がしてきてですね、そこを調整させてください。基本は今コサク幸いた通り、仕様表にある①いきなりも後に基本設計方針で個別具体の構成比を高く部は、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



|         |   |
|---------|---|
| 0:41:07 | 設備リストにかけますってのは、もともとの考え方でしたので、それに合うように展開すると、今の臨界警報装置なんかまさしくに   |
| 0:41:16 | あともう一步よってますので、そこはちょっと全社と併せて考え方をちょっともう一度整理をさせていただきたいと思います。   |
| 0:41:27 | 規制庁コサクですよろしくお願いしますでついでに言うと、先ほどのレールの話ですけど、これもですね、代車っていうのは何ぞやといったらレールを走るものですということで台車のセット品なんだと思うんですよ。  |
| 0:41:46 | なのでセット品だからわざわざ明示をしませんけどっていうのは構わないんですけど。   |
| 0:41:54 | レールがないと台車の機能が発揮できないわけですから、当然検査対象にはなろうかなと思いますし、それが繋がりを持つように、   |
| 0:42:06 | 基本設計方針なりなんなりという工夫が必要なんだと思います。   |
| 0:42:13 | さらに   |
| 0:42:15 | 経営生産系インターロックとって外されてるものか。  |
| 0:42:21 | 生産系インターロックってどういう意味で本当に今回要らないのかなっていう   |
| 0:42:27 | 脳がよくわからないんですけど。   |
| 0:42:30 | その辺りの線引はどういうふうになってるんでしょうか。  |
| 0:42:38 | 日本原燃若林です。   |
| 0:42:40 | 生産系インターロックにつきましては、事業変更許可申請書のほうで生産研いただくはどれで製作安全改革はどれということを個別で記載しておりますので、その事業許可の整理に基づいた製作系のインターロック。   |
| 0:42:56 | その事業許可の整理に基づいて記載しております。   |
| 0:43:04 | 日本原燃の淵野で生徒補足しますと、生産系のインターロックと呼んでるのは、安全機能としてある動作注意をもって差等させるという目的でつけたわけではなくて、生産管理をしていく上で、運転管理をしていく上で、 |
| 0:43:22 | 段階的にこの辺りになったら時運転員が気づかなくても自動的に止めるとか＝は機器が停止方向に動くとかっていう機能を持っていますので、生産のために停止したといっても、安全にも結局寄与すると。        |
| 0:43:40 | という意味で、生産系のインターロックという整理をして事業許可にまとめております。説明以上です。   |
| 0:43:48 | 規制庁コサクです。状況はわかりました。その上で、そう整理をした結果として使用表には書かなくていいっていうのは理解できるんですけど。                                   |
| 0:44:02 | 許可で記載されているっていうものを基本設計方針でわかんないんでしょう書くんでしょうか。   |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:44:12 | 日本原燃若林です。現在は書かない方向で整理しております。理由は、事業へと本文のほうではなくて、添付書類のほうで生産系のいただくとして、こういったものがあると、列挙しているため本文には書いていないからという理由でございます。                     |
| 0:44:33 | 規制庁コサクです。わかりました。  |
| 0:44:37 | その上で、   |
| 0:44:41 | 設工認の添付ではいかがですか。   |
| 0:44:45 | 先ほど安全系に持ち、直接は関係しないけど関連はしているところと言えばその関連するインターロックなり装置なりの説明の中で登場してもいいかなという気がしたんですけど。   |
| 0:45:03 | 日本原燃若林です。   |
| 0:45:05 | その点につきましてはおっしゃる通りで事業変更許可にも書いておりますので、別途設工認の検知処理で   |
| 0:45:14 | ここで整理。  |
| 0:45:15 | きたいと思います。   |
| 0:45:21 | 規制庁コサクです。よろしく申し上げます。話を戻すと先ほどの整理の考え方というのを改めて、  |
| 0:45:30 | そして、対応いただければと思います。  |
| 0:45:34 | 日本原燃若林です。それ邪魔を踏まえて整理し直します。ただの電車のを完全に無視していたとか、そういうわけではなくて、しているつもりではありまして   |
| 0:45:46 | こちらは考えてたものとして臨界警報装置であるとか、カバーシートっていうのは、2-Aに該当すれば、基本設計方針のほうに具体個別名を書かなければならないの。  |
| 0:45:57 | 逆に、基本設計方針に名前が出てきたからといってそれは2-Aではないよねというのはそういう立場の方が間違った解釈をしていたようでカバーシートについても、基本設計方針にあってカバーシートっていうのは出てくるんですけども、基本設計方針で言ってるのは、ノとかシートとかを |
| 0:46:15 | 持ち続ける設計、設計方針のほう行って、具体的な機器名の方、申請対象設備として付けることを要求しているわけではないというのはそういうふうにならんと内張りがほぼ解釈をしておりました。私の方が正解な解釈をしておりましたので今回はリストになっております。         |
| 0:46:34 | 時されちよ底のほうは前者とちよっと甘いとあわせて防災掲出したいと思います。以上です。  |
| 0:46:45 | はい。規制庁コサクですよね。そういう判断フローの考え方のところで認識にそごが出ちゃうっていうのはこれまでよく原燃であったことなので、  |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:46:58 | コミュニケーションとってですね、共通の考えで対応できるように、中古で引き続きよろしくをお願いします。  |
| 0:47:11 | 海の普通ですねと、了解いたしました。  |
| 0:47:16 | 規制庁のカワラサキです。今の点よければ次の観点ですけれども、  |
| 0:47:23 | 御説明いただいた 52 ページ。  |
| 0:47:28 | をご覧ください。  |
| 0:47:31 | ここでクロムっていうの考え方ということで、前回質問した内容について、  |
| 0:47:38 | こういった考え方でといったところを示されているかと思えます。  |
| 0:47:42 | ちょっと前回話題になった弁から弁までっていうログっていうの書き方なんですけど、これが多分該当してるのがこのNo.4 であったりとか、No.5 であったりとかそういったところはあのフロー部分が弁例っていうも弁になってしまうと、そういうことで理解したんですけれども、 |
| 0:48:01 | 一方で   |
| 0:48:03 | その費用表とか、或いは設備リストですかね、に起こしたときに連から弁までっていったところと、最低限どの系統化っていうのはわかるかと思うんですけど。  |
| 0:48:14 | その情報で、何ていいですかね。   |
| 0:48:17 | 特定、特定され、  |
| 0:48:20 | ますかというところが、若干ですね、わかりづらくなってしまうのいたし方がない部分もあるかと思うんですけど。  |
| 0:48:27 | 例えば弁から弁までっていったものがここで言うと例えば機器から、   |
| 0:48:33 | ちょっとフローがわからないんですけど、例えば機器絡まる系統の  |
| 0:48:38 | 中の  |
| 0:48:39 | までの間の一部であるんだったら、ちょっとその旨を何らかこうわかりやすくするような工夫っていうのはできないでしょうかね、これは完全にその質問なんですけど。  |
| 0:48:51 | 規制庁の古作です。もう今の話にあわせてちょっと確認したいんですけど、すみませんこれ一斉破産の方に聞いておきたいんですけど、全社共通のところで確かに航空機が重要度が変わるところは区分設置お話ありましたけど、                              |
| 0:49:12 | 話を聞くと耐震重要度だけで何か大分細々崩してしまうということになってて、  |
| 0:49:20 | これであれば、何か。  |
| 0:49:23 | その区分は、  |
| 0:49:26 | まとめて確保と催しにすれば、  |
| 0:49:30 | こういう今のデリバPTAから聞きbまでという配管の   |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:49:37 | 中で、それで登録して、その中の下一種第 1 類のもの部分についてはこういう設計します。そのうちの第 2 類についてはこういう設計をしますと、  |
| 0:49:50 | はい。   |
| 0:49:52 | 枠組みD/。  |
| 0:49:55 | 対応すれば何とか設工認書類持つ構成できるのじゃないかなって具体的にこの今No.123C1 に 4 号と   |
| 0:50:06 | 入っているところは添付書類で明確に   |
| 0:50:12 | どっちなのかっていうのわかるようにするというだけでも対応できるような気がするんですけど。  |
| 0:50:20 | 結論ってそんな対応してませんでしたかね、西来ですとしての通り運用要員が<br>一対一で配管のスケールぐらいなんだしよう一対一になってるわけだからつけ機能とか何か考えてくればいいという、その中に幾つか払拭一系、                              |
| 0:50:38 | 大材質なりするスケールに書いてある。  |
| 0:50:42 | 耐震重要度だけでここまで細かく分ける必要はないと思ってるやつみたくない<br>と思います。   |
| 0:50:48 | 青ですみませんこの全社等といった取りたかったのは我々もあんまりこういう<br>分け方をするつもりはなくてですね、なるべく時機能的な考え方で中央ある程<br>度ザクツとの差異で決めて、あと中の密集が細かくなるところがその右側のそ<br>の配下の試験がなんでいいところ。 |
| 0:51:08 | スペックで示せばいいかなと思ってました。  |
| 0:51:13 | 規制庁の古作です。   |
| 0:51:16 | おそらく  |
| 0:51:17 | 重要度で分けますという採取全体共通のところでのルールを申し込んか真面<br>目に受け取って対応してたと。  |
| 0:51:26 | いうことだと思っているんですけど、   |
| 0:51:31 | 結果こういう状況になるということ言えば、ちょっと  |
| 0:51:36 | 大本高校連通管施設等にわかりやすく書いてもらうという方向性も阻害要因<br>になってるような気がするので、それは整理をして、  |
| 0:51:48 | やりやすいように流量持た変更してもらえればと。   |
| 0:51:52 | もういいです。ちなみに、  |
| 0:51:56 | ナンバー1 が一類で日本語にが 2 類でっていうのはどういう考えのもとに変わ<br>るんでしたでしょうか。   |
| 0:52:16 | 要件の坂本でございます。この機器が第 1 位が第一義の順当取り扱い第 1 類<br>の機器であれば、この歌い一類後の第 1 遮断弁   |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:52:32 | まで、この図で言えば、③⑤①そこまでが第1例となります。そこで隔離できるので、それ以降のラインが第2類という形になってますので、下のほうでM④⑥系統でのところでまたここで一類なんていうんですけどすみません。 |
| 0:52:51 | これは正しい表記ではないですから日類で黄色が正しいですよ程度が変わるのでは切っているだけでございます。すみません。   |
| 0:53:04 | 規制庁コサクです。わかりました。先ほど言ったように、合理的なクロムという書き方っていうのを工夫したりルールの整理をしてもらえればと思うんですけど、今の話で、もしこの状態で整理をするんだとしたら、       |
| 0:53:22 | 危機に第1弁まで、   |
| 0:53:26 | 機器系から機器側第1弁までとかですね、隔離弁までと。  |
| 0:53:32 | というようなことで次は、機器への第1隔離弁から、  |
| 0:53:37 | 厳しいまでとかですね。   |
| 0:53:41 | 弁番号ではなくて、目的に応じたことで書くことで何らか、   |
| 0:53:48 | 表現することも可能なので、そういったところを工夫してくださいっていうのを前にも少しお話ししたんですけど。  |
| 0:53:57 | いずれにしても広域的な方向をちょっと早急にざっと整理をして対応いただければと思っています。   |
| 0:54:07 | 音源サポートでございます。了解しました検討いたします。   |
| 0:54:16 | 規制庁のカワラサキです。ちょっと別の観点であと1点だけ私から確認したいと思います。   |
| 0:54:23 | ちょっと若干戻ってしまうんですけど、5ページのあったと。  |
| 0:54:28 | 意識の考え方については、申請書であったり添付で明確にしていきますよという御説明をしていただいたかと思います。  |
| 0:54:38 | で、この意識っていうものに   |
| 0:54:41 | 今後示していただくということでそれはそれでいいのかなと思いつつ、  |
| 0:54:47 | 例えばその支持構造物みたいなものについては、どこまでの範囲がみたいな話っていうのは、この話の中で一緒に整理されて何らか示されるという理解でよろしいんでしょうか。                        |
| 0:55:04 | 日本原燃若林です。先日、コメントなった支持構造物については別途耐震   |
| 0:55:11 | の説明資料のほうで次回御説明いたします。以上です。   |
| 0:55:17 | 規制庁から攻めるわかりましたであってばそちら耐震には耐震で説明されされ得とか上屋シートであれば、  |
| 0:55:26 | 図面で今回一部出されているような形での   |
| 0:55:31 | 説明があると。   |
| 0:55:33 | あとは   |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 0:55:36 | 火災関係でいうと、自動火災後期設備であったりとか、  |
| 0:55:41 | 或いはその防火水槽みたいな何かそういった細々とした一式として書かれて<br>いるものもありますけれども、   |
| 0:55:48 | それらを受けて今後示していただけるというふうに理解しました。よろしいです<br>かね。  |
| 0:55:58 | 日本原燃若林です。はい、そのような理解でよろしいですね、設工認申請書の<br>ほうで明確にいたします。以上です。   |
| 0:56:08 | 私から、この資料。  |
| 0:56:11 | 規制庁コサクですけど。  |
| 0:56:13 | 追加定期確認なんですけど、A49 ページ。  |
| 0:56:19 | リストの構成について説明いただいたのが増えてまだ実際になんですけど。   |
| 0:56:32 | 先ほどカワラサキが確認した  |
| 0:56:36 | ちゃんと別場所になって隔離ができているんですっていうことの趣旨を言う<br>のであれば、   |
| 0:56:44 | ABCと同じように、に前半に後半も  |
| 0:56:49 | もとから分けたほうが、  |
| 0:56:52 | 二倍がいいんですけど。  |
| 0:56:55 | そうはならず12の中での未知数ですってなっているのは真っ当考えればい<br>いんですかね。  |
| 0:57:09 | 日本原燃を飛ばして、少々お待ちください。   |
| 0:57:32 | 日本原燃八木橋です。この点は今申請していると分割で2で発表が1個1個<br>でやっとにエコー判定ということで申請別にしてるの地層申請の考え方だけで<br>今切り分けてますので、ちょっと整理をさせていただきます。以上です。 |
| 0:57:54 | 規制庁コサクです。よろしくお願ひします。そうですね。何だろう、前半は、  |
| 0:58:03 | これに認可されてるんでしたっけ。   |
| 0:58:10 | 日本原燃若林です。はい、その通りです。  |
| 0:58:14 | 規制庁コサクですって、その時の書きぶり今回のバッティングしてどうしても<br>かっていうのがあれば  |
| 0:58:24 | 話を聞こうかなと思うんですけども、いずれにしてもこれまでの認可のやつは、<br>今後記載の適正化で対応していくということだと思いますので、  |
| 0:58:34 | いえいえ。  |
| 0:58:36 | そういうことも踏まえて、より   |
| 0:58:40 | 使いやすい形でまとめていただければと思います。よろしくお願ひします。   |
| 0:58:47 | 日本原燃を飛ばしですはい今今県承知いたしました。   |
| 0:58:54 | ほか手帳から質問ありますでしょうか。   |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 0:58:59 | 規制庁火力ですその上で  |
| 0:59:02 | 今日もちょっとモットーのコメントしてしまったのですが、そろそろ方向性を明確にしていかなきゃいけないと思っていますね。                                       |
| 0:59:14 | どんな形で進めましょうかっていうのを聞かせいただければと思います。  |
| 0:59:29 | 日本原燃の渚野です。前者のほうの   |
| 0:59:36 | 整理とは少し切り分けてというお話もあったのは、他のですが、  |
| 0:59:43 | 今日いただいているようなコメント等については、できるだけ合わせるべきかなというふうに考えております。ですので、  |
| 0:59:53 | 当社としまして濃縮としましては申し上げにかかるといって来るといって認識ですので、あまり時間をかけて議論をずるずるさせていただくようなことにならないように決めるところは決めて、          |
| 1:00:08 | もう補正書の作成に取りかかりたいとは考えております。東京のヒアリングであらかた整理がつけば、相応的に補正は出せるかなというふうには、                               |
| 1:00:24 | 計画頭の中に描いておりましたが、ちょっとまだ検討すべきところとか、前者のほうとあわせて整理すべきところがまだ何点かあるなっていうのは今日の所ですので、また補正の時期についてはちょっと検討して、 |
| 1:00:41 | できるだけ速やかに出せるように準備を進めていきたいと考えております。以上です。  |
| 1:00:48 | 規制庁コサクです。補正のときもそうなんですけど、それに向けてっていう作業工程をちょっと教えて作ってご認識いただいたところで、共通にもう                              |
| 1:01:03 | なる事項を整理をして対応ということではありつつですね、今日話したようなぐらいなので、   |
| 1:01:10 | その部分を濃縮としてこうしたいというようなことを整理をして全社共通で、それでいけるよねというのを早々に合意すれば、詰めてそれに応じた対応というのを一気にやって、                 |
| 1:01:27 | 補正につなげていけるっていうことだと思っています。  |
| 1:01:32 | そのために石原さんも参加していただいているんだと思いますので、  |
| 1:01:38 | 今日の話になったところの方針をですね、早々に整理をして細かな作業に入る前に手動で1週間ルールとかを考えてるんですね。                                       |
| 1:01:50 | ヒアリングの方針。  |
| 1:01:53 | 共通理解をとって作業を進めるというようなことにしたほうがいいかなと思うんですけど、そのときには当然展開するときに、これでいけるようなイメージは持ってもらいたいんですが、             |
| 1:02:06 | これがですかね。   |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 1:02:09 | 日本原燃の渚野です。作業的には今コサクさんがおっしゃっていただいた通りのようなイメージでまと1階2階ぐらいの調整をさせていただいてということで考えておりましたが、ちょっと前提には、       |
| 1:02:24 | 事前に1週間前に資料まとめてっていうのは、念頭にあったので、少しこまめに考えがまとまったところを説明させていただいて、認識合わせをさせていただくということをしていただければ、          |
| 1:02:40 | できるだけ早く  |
| 1:02:44 | 経営考えをまとめて補正書作成の作業の方に取りかかるようにしたいと思います。ご提案いただいた通りのやり方をさせていただきたいと思います。以上です。                         |
| 1:02:57 | はい、規制庁不足です。よろしくお願いします。これまでの設工認のヒアリングでも耐震とかですねこないだの   |
| 1:03:07 | THAI書き込んでですけど、補足説明資料のまとまりで見直す前にもその一部分とか金ロジックだけというところで、ここの内容確認しながらやるということはやっていますので、本件、            |
| 1:03:26 | 効率よくやっていければと思っています。よろしくお願いします。   |
| 1:03:31 | 日本原燃、渚野です。了解いたしました。  |
| 1:03:41 | ほか規制庁からよろしいでしょうか。  |
| 1:03:45 | よろしければ次の資料の説明のほうをお願いします。   |
| 1:03:53 | 日本原燃先ほどでございます。続きまして、濃縮区別02の基本設計方針に関わる補足説明資料説明いたします。  |
| 1:04:03 | こちら共通全社共通06、それを踏まえて定検開始したものでございますのでページ数の6ページ目をお開きください。   |
| 1:04:13 | 6ページ目に全社共通に関わる変更するよう設計方針の変更全部整理方法をあり方をまとめた表の見方をまとめておりますがついたと同様に、Ⅲ分類青と緑と紫設工認そのものか。                |
| 1:04:31 | 設工認と少し違うけども、   |
| 1:04:35 | そう設計がやっていたもの、あとは設工認に直接記載ないけども、事業許可、ただ保安規定等、そういったものに記載があって従来からやっているということを確認できるというものを前整備しております。    |
| 1:04:51 | 後の   |
| 1:04:53 | 6ページの中で下のほうに申請書の修正ということで、申請書を一部等の変更前後の整備の中で変更が必要だということが確認されまして、そういったところはこういった方針で修正しますと、この示しています。 |
| 1:05:07 | ちょっと主なポイントだけ御説明いたします。  |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



|         |   |
|---------|---|
| 1:05:12 | 変更がどうしても必要になるのかということで、14 ページ目をお開きください。  |
| 1:05:21 | て4 ページ目に3 ポツ、自然現象が左上のところですけども、こちらの露頭の記載のこちらの3.1-1 のところですけど下のほうにBK指令修正しております。  |
| 1:05:37 | 重要度の高いものをさらなる安全設計これ1Gの磁性設置され、さらなる安全対策として設計するもの、これまで、変更前に入れ替えてしまっていたところが見られたので、こういったところは変更前から削除して、変更後のほうに行くようにしています。 |
| 1:05:55 | 大きく変更することでもう1点、29 ページを見てください。   |
| 1:06:03 | はい。   |
| 1:06:05 | 29 ページの左下のところで軟化し構築見え消しているところがございます。  |
| 1:06:12 | こちらから控除は規定に努めて管理するという定値風化緩くが漏えいした時の対策を追加したもので今の最新の新規制基準ものを、今の保安規定ではもう対策も別途定めております。                                  |
| 1:06:28 | ただ、この変更前後の整理が新規制基準前で実施していたものを整理しているということで、別途事業許可も今の事業一般じゃなくて倍の事業とか紅っている設工認も新基準の第1回第2回第3回なくて前設工認会計課書いてないかで、          |
| 1:06:47 | 変更前に書くかどうか決めるということで、保安規定につきましても、1 発目の新規制基準の設備等にこちら例は2年3月に初回の新規制基準保安規定に追加して3日受けておりますので、それ以降に認可を受けた内容につきましては、         |
| 1:07:04 | 基本的に変更後のほうに記載するということで考え方を改めまして、系統保安規制ところ書き過ぎていたところを削除しております。これ何点か他にもありますので、保安規定をとっておく運用のところをどこで切るのかということで再整理しております。 |
| 1:07:23 | この前後の御説明は自重計続きまして、  |
| 1:07:32 | 103 ページをお開きください。  |
| 1:07:37 | 103 ページが、こちらも全社共通09をベースにしておりますが、この表の中で、基本設計方針、それぞれ個別に分配の分けしまして、それが系統同士の場合は大体から第3回申請してもらっておりますのでそれに書いてそれに関わる設備か。     |
| 1:07:56 | もしくは第4、今の第4回か今後の第5回か、もしくは、今遠心機更新、そういったものに関わるものかというものを色分けの分類しております。  |
| 1:08:09 | また、   |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 1:08:12 | また第 4 回に関わるものでも第 4 回の設備の仕様表に関わる各行がれるものなのか、添付書類に書かれるものが、そういったものを整理をして、基本設計方針と使用表と添付書類の関係を                                   |
| 1:08:27 | 整備してございます。   |
| 1:08:31 | これに基づいて、ちょっと全社の方針で今基本設計方針、今後出すものは今回の申請、Ricker波の関わるものを  |
| 1:08:45 | 載せる場合は大気圧対策ありますけど、それから 4 回までの関わるものを今日設計申請して第 5 回、次回以降に申請するものには、基本設計方針からの削除するということで、それが補正の形もそういった形になるかと思しますので、これをベースに今整理して、 |
| 1:09:03 | 以降ということで考えております。   |
| 1:09:07 | 結局、  |
| 1:09:08 | 分析をしに関わる御説明は以上でございます。  |
| 1:09:15 | はい。ただいまの説明に関して規制庁から質問の方をお願いします。  |
| 1:09:22 | 規制庁のカワラサキです。今ご説明あった資料の   |
| 1:09:27 | まず 7 ページのところ、  |
| 1:09:31 | 変更前後評価示されているということなんですけれども、ちょっと前提をちょっとお聞きしたくて、  |
| 1:09:39 | この辺、基本設計方針の変更前後表の変更前のところに記載されている事項ってというのは、   |
| 1:09:46 | 今回の第 4 回申請。  |
| 1:09:49 | を考えたときに、   |
| 1:09:51 | 当然第 3 回までの申請というのがあるかと思うんですけど。  |
| 1:09:56 | そちらで認可されているようなちょっとように認可されているものばかりではないかと思うんですけど。  |
| 1:10:04 | 第 3 回までの   |
| 1:10:05 | ものについてはどういうふう  |
| 1:10:08 | 来てます変更前はどっちどこまでの時点の変更前ですかって言うところを御説明ください。  |
| 1:10:15 | 日本原電の坂本でございます。こちらの基本設計方針では新規制基準で何が追加されたのかというところを明確にするということで考えておりますので、すでに認可済みの第 1 回から第 3 回で認可された内紙は、                        |
| 1:10:32 | 変更後の伸びてきておりますので設工認の仕切りは第 1 回の設孔で申請の設工認、あそこで移行前後が切れるということで整理はしております。  |
| 1:10:47 | 規制庁川崎です。そうするとへと変更後に書いてあるものが中にも、  |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 1:10:54 | 第 1 回から第 3 回までの中で認可されているものがあるというふうに理解しました。   |
| 1:11:01 | ただ一方でやっぱりその  |
| 1:11:03 | 申請にあたって必要となる前後というのがまた 4 回側の申請であれば、第 3 回までの変更前に対して、今回基本設計方針はどのように変更されたのか。                             |
| 1:11:16 | で、遠心機の申請に関しては、第 4 回までの申請で認可まあちよっとまだ認可されてませんが、それを前提として、基本的方針か。  |
| 1:11:28 | あと変更されたのかといったところを示していただくという認識でいっているんですけどそれについてはそれとして当然その時準備されているというふうに理解すればいいですかね。                   |
| 1:11:41 | はい。  |
| 1:11:43 | 日本原電の坂本でございます。今おっしゃった内容と私のイメージではそれをの設計のほぼ 103 ページ。   |
| 1:11:52 | 覚悟でそれぞれの基本設計方針について、1 階から 3 回でもう認可を受けているものか、第 4 回今回直接該当するものかというところを切り分けておりますので、これ正規指定するというふうに考えております。 |
| 1:12:14 | 規制庁川崎です。わかりました。要するにそちらの表をまずは新規規制基準云々といった第 1 回の時点まで、  |
| 1:12:24 | 立って、表さっきの企画書をつくって、こっちのその中の振り分けはこちらのほうで併せて読めばいいというふうに理解しましたので、ちよっとその上で何かちよっと関連したやつを聞いていきたいんですけど。      |
| 1:12:40 | 例えばなんですけど、8 ページをご覧ください。  |
| 1:12:47 | 例えばここには臨界の基本設計方針の変更前後が示されているかと思うんですけども。  |
| 1:12:54 | ここで変更前を見ると、新規性基準の前までに  |
| 1:12:59 | ほとんど臨界については当然認可してますということで、変更後については、この見方としては、この   |
| 1:13:09 | 四角枠に対応する記載がない部分。   |
| 1:13:12 | つまりここで言うと溢水が発生した場合の基本設計方針を新基準で   |
| 1:13:19 | 申請していると、そういうふうに読めばいいということですかね。   |
| 1:13:24 | 日本原燃菅生でございます。すいませんこの辺正直少し悩んだんですけども、溢水が新規規制基準の新たな要求ということで、それほど燃えると実際評価的には当期認可の評価ですすでに最適の減速条件、         |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 1:13:41 | 以上考慮した条件で計算して問題ないことを確認しておりますが、高級自体は、新たなものになるので、変更後に記載したときですっていう整理でございます。                               |
| 1:13:53 | 規制庁川崎です。わかりました。確かにその実際の設計が変わるものではないものの、基本設計方針としては新たに新基準において示されているということですので、                            |
| 1:14:06 | ここはやはりある種新規事項なのかなというの理解できます。   |
| 1:14:12 | また一方でちょっと示し方がここが、  |
| 1:14:18 | 基本設計方針の明確化ではない部分の事故なんだといったところを多分区別していただかないと多分 103 ページの表、   |
| 1:14:29 | 行く前の情報としては若干こうわかりづらいのかなというふうに思いますので何らか明確化。   |
| 1:14:36 | していただきたいと思うのと、   |
| 1:14:39 | じゃあ一方で 103 ページの表に行ったときに、じゃあそこはどういうふうに記載されてるかというのを見てみると、  |
| 1:14:46 | 103 ページの No.9 ですかね。  |
| 1:14:49 | このところで赤字で記載されていて、ここは変更なんだなというふうなことがわかるのでこれはこれで 103 ページ見るのでいいのかと思いつつ、                                   |
| 1:15:00 | じゃあ、その基本設計方針という枠がどこで申請されているのかというのか、No.9 の表ではわからないんですが、これはどういう整理になってるでしょうか。                             |
| 1:15:14 | はい。  |
| 1:15:16 | きっと。   |
| 1:15:19 | 少々お待ちください。   |
| 1:15:46 | 日本原燃柴田です。  |
| 1:15:49 | 行政結構 C なんですけども、103 ページの表を見ていた通り、第 3 回し制定で 9 番、溢水に関わる設計 B の基本設計のほう関わる機器遠心分離機以降は申請させていただいております。          |
| 1:16:07 | で、この中で 31 第 3 回申請の中で余裕許可に理科評価の計算と同じく、理解は計算して、安全であるということを述べさせていただいておりますので、第 3 回申請において、この基本設計方針の健康については、 |
| 1:16:23 | これ酸化し政令説明がされたものとバッチ分が認識しておりますので、第 4 回申請または地域申請という段階に来ると、第 3 回申請でその基本設計更新の変更。                           |
| 1:16:39 | というものを説明しましたけれども、  |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 1:16:42 | 第4回申請とかで申請する対象機器、これの基本設計が法的に変わったと聞き2000から見るとそうなりますので、改めて対4回申請でも、現行のある基本設計方針と                                  |
| 1:16:57 | 意味で20歳で示させて指名しておりますとですね。  |
| 1:17:02 | 規制庁のカワラサキです。そのところが、まさになんていうんですかね重要なポイントで私自身も基本方針が第3回の申請事項なのか、第4回の申請事項なのかというのがいまわかり                            |
| 1:17:18 | づらいところもあるかなというふうに思っていて、今のところ言うと、この表のうちサイドからすると。   |
| 1:17:26 | 設計要求事項の変更であったりとか、   |
| 1:17:30 | また、設計内容の変更に伴う説明が必要となるものを水色の欄にしている、基本方針がある場合は基本方針を   |
| 1:17:39 | 書くということです、  |
| 1:17:41 | 基本方針、   |
| 1:17:43 | について変更があった時工認歌手しているということでしたら退出1階から男子3回の申請対象として基本方針がまず書かれていて、これで第3回で青枠として認可されているというふうに記載するのかなと思ったんですけど、そういうふうな |
| 1:18:02 | 表ではないんでしょうか。  |
| 1:18:05 | 日本原燃柴田です。今ご指摘していただいた内容の通りにはつくっていません、基本設計変更点この恐竜変更前変更5と書いてあるところ、この基本設計方針から。                                    |
| 1:18:21 | 何に展開されていくのかと。   |
| 1:18:24 | いうものを主に示した表になっておりまして、なので、冒頭線源機能用要求種別のB言えば冒頭制限とか定義しているものは、それぞれの機器に直接関わってくるというよりも基本的なことを述べているものなので、             |
| 1:18:41 | 機器ではなく、基本設計方針で展開されるべき。  |
| 1:18:45 | その他の設計条件になってきますとそれぞれ申請対象機器に展開されている。   |
| 1:18:51 | 別の申請対象機器に展開された場合に、骨子を決定するために必要なものであれば使用表に設計条件として見解するべきなの。   |
| 1:19:00 | また計算評価が必要であれば、それぞれの添付書類にそれを載せなきゃいけないねと、そういうような点かいいをどういうふうに進めていくか、それが分割申請でどのように示されていくのかというものを一覧で網羅的に見れるようにという。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 1:19:15 | この趣旨でまとめ上げたのが一番の目的となっております、この  |
| 1:19:20 | 一番 2 番三番と左に番号振っているものの基本設計方針を何回別紙するといった情報は今この資料の中では明示できておりません。                                    |
| 1:19:30 | 以上です。  |
| 1:19:31 | 規制庁カワラサキです。ちょっとじゃあわからないところもあったんですけど、いずれにしても、結局、今回明確にさせていただきたいと前から申し上げるのは、                        |
| 1:19:45 | 今回の申請対象範囲が何なのかといったところを考えると、  |
| 1:19:50 | 今一体今示していただいたように、新基準の対応として、こういった設計方針の変更がありますよと。それについては既認可なのかどうかといったところで、結局今回申請対象範囲が変わってくるじゃないですか。 |
| 1:20:06 | なので、例えば基本設計更新が第 3 回で申請したというふうになるのであれば、それはその国会  |
| 1:20:16 | 今回でいうと、第 4 回申請の変更前後のところにそれを記載しないといけないということになるのであって、そういったところをこの資料で、                               |
| 1:20:26 | ヒアリングの場において説明していただいて、  |
| 1:20:30 | つまりですね、今、先ほど私が申し上げたように、  |
| 1:20:35 | ここで変更ありとしている基本設計方針が大会から第 3 回まで認可済みなのか、それとも、その第 4 回の欄に書くのか。                                       |
| 1:20:45 | で、別途説明が必要っていうことでしたらそれが多くなってくるというふうに理解しているし、  |
| 1:20:51 | 第 4 回で逆印加されてるんでしたら、新型遠心分離機で当然その基本設計方針は用いられるってことは十分。  |
| 1:21:00 | たくさんあると思うんですけど、そこでは変更についての認可またはじゃないわけですよ。基本設計方針。   |
| 1:21:07 | だとするとその欄は青ではなくて、例えば黄色ですかね。   |
| 1:21:13 | 違うかな。いずれにしろですね、変更があって今回、   |
| 1:21:17 | 認可されるものはどこなのかっていうのをちょっと明確にさせていただきませんか。   |
| 1:21:25 | 規制庁の古作ですけど。  |
| 1:21:28 | ちょっとすみません、根本的に考え直して欲しいので。  |
| 1:21:35 | お伝えしますが、まず   |
| 1:21:38 | これも多分全体共通を踏まえちゃったのでおかしくなってるんだと思いますけど、作業方針としては変更前は第 3 回認可までが変更前です。                                |
| 1:21:51 | なので今話題にしている赤字は変更前です。   |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 1:21:56 | そうしてもらわないと手続き上おかしいので。   |
| 1:22:00 | 書類は相殺整理をしてください。一方で、   |
| 1:22:04 | 変更前可能。  |
| 1:22:07 | 申請書本文として変更前はそうなんですけど。   |
| 1:22:11 | 皆さん言われたように  |
| 1:22:15 | 建設時はどうだったのかって今回の第1回から第3回点変更したのかというところは新基準対応か否かっていう意味で明確にしたほうがいいんでしょうから。   |
| 1:22:26 | その点では   |
| 1:22:29 | 補足説明ではですね、3段表のようにして今回の新基準対応の設工認前の   |
| 1:22:38 | 状態。   |
| 1:22:39 | と書いて、その上で、第1回から第3回ですでに認可を受けた変更前と。   |
| 1:22:47 | いうもので今回変更するもの。  |
| 1:22:50 | いう三つを書けば誤解はなくなるのじゃないかなと。  |
| 1:22:54 | いうふうに思います。  |
| 1:22:57 | 今カワラサキはいろいろ言っていたのは、   |
| 1:23:02 | 今回の申請対象設備がその設計方針に基づいて設計されているかどうかという確認の話をしてるわけじゃなくて、   |
| 1:23:12 | 基本設計方針期待が今回の審査事項なのか、第3回まで認可をすでにされているものなのかという色づけの話なので、その典型中、先ほどの回答はずれちゃってたのかなと思っています。                                |
| 1:23:30 | 変更前であってもですね。その通りに変更前に書かれていて、変更は変更なしであったとしても、設備申請対象設備がその設計方針に基づいているかどうかというのは、  |
| 1:23:45 | 逐一確認することになるので、  |
| 1:23:48 | その点の説明をここでする必要があるのかどうかというのは有効かわからないんですけど、その意味で、黄色のハッチングと赤の質問席青のハッチングの意味合いが説明不要説明が必要っていうのはどういう意味なのかちょっとよくわかんないんですけど。 |
| 1:24:08 | はい。   |
| 1:24:10 | 今までの話を踏まえてどう対応されるかお話しいただけますか。   |
| 1:24:19 | はい。   |
| 1:24:22 | 要件に柴田です。今御指摘された内容でちょっと今まで考えていた内容と大分違っているのは認識がずれていたということを意識しましたので、もう一度今御指摘された内容を御へ再度ですね。                             |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 1:24:40 | 整理して、もう一度示させていただきたいと思いますが、その申請開示THAI3耐震性までが第4回申請においては、結構前であるということ  |
| 1:24:55 | 改めて認識しましたのでそちらに沿った資料の研修生とさせていただきます。  |
| 1:25:01 | トガシ  |
| 1:25:04 | 規制庁コサクです。よろしくお願いします。なんでここまで言うかっていうと聴取しないですね、第3回が中途半端な設計方針のもとに認可されちゃったっていう手続きミスのように見えちゃうんですよ。そうではないので、しっかりと対応いただきたいと。 |
| 1:25:21 | ということですね、第3回で認可した実績については、実績として受けとめていた4回、或いは遠心機の方の審査をするということで考えてますのでよろしくお願いします、その際にちょっと多分迷われるかなと思うのは、                 |
| 1:25:40 | 保安規定で云々という   |
| 1:25:42 | 書いてある部分については、  |
| 1:25:45 | 第3回までの申請ではあまり明示的に書いてなかったかもしれないなということで、   |
| 1:25:51 | その部分を書くというルールなのは今回整理をされたところもあるんだと思うので、   |
| 1:25:59 | 第3回で審査をしている範囲ではあるけど書いていいのかなあと。   |
| 1:26:05 | 全部かなっていう気はするんですけど。   |
| 1:26:09 | といってもその部分はある前提として持っていたということは、  |
| 1:26:15 | 許可の段階から合意できている話だと思うので、ある程度割り切って帰ってしまっ、   |
| 1:26:22 | それでいいですかっていうのを次回のヒアリングで聞いていただければと。   |
| 1:26:27 | いうふうに思います。よろしくお願いします。  |
| 1:26:32 | 日本原燃坂本です。了解いたしました。   |
| 1:26:37 | 規制庁のカワラサキです。ちょっと今のところに関連してこれから作業をされると思うので、ちょっと念のため、気づいた点を期待しておきたいと思います。  |
| 1:26:48 | 104ページの表なんですけども。   |
| 1:26:53 | 104ページのナンバー20を見ると、ここが基本設計方針のところで赤字で下線が引かれているところがあると。   |
| 1:27:05 | 切ったところなんですけど、基本設計方針がこの業務のどこにも書かれていないので、だからこういったところは先ほどの話を踏まえて、どこで基本設計方針が変更認可しているのか或いは                                |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



|         |   |
|---------|---|
| 1:27:20 | 今回の対応というわけではなくて、あくまで明確化にすぎないのであればも来<br>に釜田ということになるので、そういった観点でチェックをしていただくようお願い<br>いたします。                                       |
| 1:27:32 | また同じようなところだと 106 ページのNo.3、  |
| 1:27:39 | すべてなどについても同様ですので、   |
| 1:27:43 | これがどういうものなのかっていったところ、耐震関係ですかね、についてもき<br>ちんと整理していただくようお願いいたします。  |
| 1:27:51 | ちょっと続けて関連したところについてお伝えしますが、  |
| 1:27:59 | 遠心分離機の申請なんですけれども、   |
| 1:28:03 | ページで言うところの資料で言うところの 106 ページとかですかね。  |
| 1:28:09 | 苑周期の基本設計方針の話としては、   |
| 1:28:14 | 今回 106 ページのNo.1 のところを見ると、   |
| 1:28:18 | 全信協のところの基本方針というのがあるんですけども、基本的には第 4 回<br>で基本設計方針の変更として説明すべきところが尽くされているというふうに<br>理解してるんですけども、そういう理解でよろしいでしょうか。                  |
| 1:28:37 | 日本原燃柴田です。ご理解で間違っておりません。規制とカワラサキするわか<br>りましたであればちょっとそういう形で一式皆見直す際に注視していただきた<br>いと思います。   |
| 1:28:49 | あとは、  |
| 1:28:51 | の中に言うと 109 ページのNo.1 とかもですね。   |
| 1:28:58 | 1 とかもこれも基本設計方針だけが何回も羅列されている形であって、一方で  |
| 1:29:07 | ここで何を書くべきかっていうのはちょっとよくわからないんですけど、設備の<br>設計をとの関係はどうなってるのかというのもよくわからなかったの、そうい<br>ったところも含めて検討していただければと思います。私からは、この資料に<br>ついては以上。 |
| 1:29:22 | です。   |
| 1:29:25 | 規制庁コサクです。今後、石原さんに質問なんですけど。  |
| 1:29:32 | 変更前後のときに、   |
| 1:29:35 | 変更。   |
| 1:29:37 | 変更前で書いて後ろへ変更後のほうは変更なしっていうふうを書く。   |
| 1:29:43 | ほか、同じものを書くの、かって言うのがまじっている感じがするんですけど。  |
| 1:29:50 | どれぐらいのわっ食うで変更なしとするのか聞く出すの、かっていうのはどう整<br>理をしているんですしたっけ。  |
| 1:30:01 | 粒径利子でございます。全社的に考えるのが丸々その枠全部が変更前と同じ<br>ぐらいは頭に同じとか意見です。ただ、中の項目で変更がある場合は、  |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 1:30:16 | 変更前とあと両方書きながら会計、例えば釜山産業分だけないとか、あと4たまりませんかかっていうのはちゃんと購買契約を書き分ける意味で考えてます。        |
| 1:30:29 | 具体的には今回比較表つけられた業務ごと、   |
| 1:30:36 | 蛍光灯ですかね。   |
| 1:30:41 | 業務によって見だしの数字のなんて、  |
| 1:30:46 | 南保津南ポツなんという枠で1ているものもあればその内数の括弧書きのもので線を引いてるものとか、幾つかありますけど。                      |
| 1:30:57 | あまりそこはどこの単位でっていうのも細かくが   |
| 1:31:01 | 制限はかけてないけど、ある程度の項目で区分されるものっていうぐらいの間隔ですか。                                       |
| 1:31:08 | 4件ニヒラです。すいませんそういう感覚でございました。  |
| 1:31:14 | 規制庁コサクです残りましたので、   |
| 1:31:18 | 今日、一応念のため確認ですけど、し、記載の適正化カーなされたものであっても、当然変更前で改定変更で追加要求とかなければ、変更なしで書くっていう。       |
| 1:31:36 | 形でよかったですよね。  |
| 1:31:39 | 原子力のそういうやりとり考えてました。  |
| 1:31:44 | はい、残り下、何で当たり前だろうと思うなことを聞いているかっていうと、  |
| 1:31:51 | このあとRSの設工認費用もあってですね、そちらと原燃の古いほうの情報持って彼らに対応せたりしてて、                              |
| 1:32:00 | 私が工事れたところが減って  |
| 1:32:05 | ぱっと見ると、原燃の新変更前、変更部分も結構文章いっぱい横に書いてるじゃないかというふうに彼らは思っているの、考えを公示書っていうのを話したいなど。     |
| 1:32:20 | いうところでお聞きをしました。  |
| 1:32:23 | で、   |
| 1:32:24 | 例えばっていうので、   |
| 1:32:27 | あまり例がいいのかわかりませんが、単純に今開いているページが38ページなんですけど。                                     |
| 1:32:39 | これって何で変更前後きちっと書いてあるんですかね。  |
| 1:32:47 | 本原燃の坂本でございます。こちら変更もともと変更なしだったんですけども、至り側の紫事例見え消しで現場の作業に必要なところが変更になったんですが削除になって、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 1:33:03 | 7.1 項の項目全部それがなくなったことだけで書くということを示しているものです。ちょっとあまり、どこが変わったことが一番わかりづらい。                                 |
| 1:33:18 | 前後の比較の立ちます。すいません。  |
| 1:33:23 | わかりました。その意味で言うと、ここは(1)(2)とかの区分ではなくて、7.1 の枠でやったというのは 7.1 の中に、以下に示すという内数で書いてあるので他のように、                 |
| 1:33:39 | 項目分けで完全に分かれているものじゃないっていう理解でこの枠にしたと思えばいいですか。  |
| 1:33:47 | はいその通りです。  |
| 1:33:50 | 規制庁コサクです。わかりました。その上で、おそらくここはあれですね先ほどの前後の話でいうと、   |
| 1:33:59 | 係数ことはなくてそのまま出た専門っていうか変更前改定変更なしに戻るっていう  |
| 1:34:07 | ことになる感じですかね。   |
| 1:34:11 | 4 件目に先ほど設定等、そうなります。  |
| 1:34:15 | はい、わかりました。その方針は高所大体理解できたので、再整理を進めていただければと思います。よろしくお願いします。  |
| 1:34:29 | 日本原燃若林です。内部の経験等でちょっと 1 点確認したいことがありますとかワラサキさんは先ほど基本設計をしないとの対比メーター使って見識側なのか第 4 回深成岩なのかっていう発やったと思いますけど。 |
| 1:34:44 | 仮に   |
| 1:34:46 | 第 4 回申請側と遠心機側の変更後の基本設計方針が同じ内容である場合は両方で申請することはせずに遠心機側から第 4 回申請側のほうを呼び込むこ                              |
| 1:35:03 | になるのでしょうか。では、24 日時点では今両方同じ基本設計方針をつけている状態です。  |
| 1:35:11 | ／状態なんですけども。  |
| 1:35:13 | 基本のお仕事の申請で申請するかっていう観点で、今の場合は、ちょっと申請したらいいのかなって、   |
| 1:35:22 | はい、決得です。規制庁のカワラサキです。それは多分第 4 回側で第 3 回目の変更前の左側の列に各じゃないですか。それで、第 4 回で変更がある場合は変更後に変更後の                  |
| 1:35:37 | 審査基本的補助核じゃないですか。遠心分離機の場合は、関連する基本設計方針は当然申請書に書かれるのであるけれども、それが変更なしとして書かれるというふうに理解していますけど、               |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 1:35:53 | そういう理解で今質問ってそういうことでしょうか。規制庁コサクですけど   |
| 1:36:00 | 悩みと。   |
| 1:36:02 | どうしたらいいかっていうのはちょっといろいろあるので、  |
| 1:36:07 | 少し濁ってお話しますが、今回は同時申請であって第4回のものが何かされてないので、変更前に第4回で申請をしている変更後を遠心分離機の変更前に書くというのは書きづらいと。            |
| 1:36:23 | ということだと思ってます。  |
| 1:36:26 | 一方で審査を合理的にやりたいってことでそう待った申請書であるかのように審査をしたいと。  |
| 1:36:35 | ということなんです、形式上は認可を受けているのは第3回までの一遠心分離機の方、もう第4回と同じように、変更前は第3回までの実績と、                              |
| 1:36:50 | ということでそれに対して、10日ということで、変更後のほうは、第4回と同じように書くと、   |
| 1:36:59 | というのが手続き的には正しいのかなというふうに思います。   |
| 1:37:04 | 一方で認可時期をずらすのであれば、第4回の認可を受けたときに補正をして  |
| 1:37:14 | 変更前第4回実績に強い変更後は、概要関わりなければすべて変更なしとすると。  |
| 1:37:23 | ということになるんですけど。   |
| 1:37:26 | その点はどうしたいんですか。   |
| 1:37:34 | 日本原燃若林です。悩んでいた点はまさにおっしゃっていただいた通りで、ちょっと申請の方法につきましてもいただいた系統へ答申例できるか検討進めたいと思います。                  |
| 1:37:56 | 規制庁コサクです。こちらとしては審査を並行して進めることが可能なので、内容としては先ほどまでの話のように確認させていただいて、最終的に書類整備としてどういう                 |
| 1:38:13 | いうふうにするかというのは、認可を受けるタイミングとしてそちらの御要望っていうのに講じながら対応すればいいかなと思いますので、整理をしてお伝えいただければと思います。よろしくお願いします。 |
| 1:38:29 | 日本原燃若林です。承知しました。   |
| 1:38:32 | はい。  |
| 1:38:39 | はい。  |
| 1:38:41 | 原燃患者よろしいでしょうか。   |
| 1:38:44 | 続いてでは、次の資料のほうの説明のほうにお願いします。  |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 1:38:51 | 日本原燃坂本でございます。続きまして、濃縮個別 03-4 仕様表に関わる説明資料でございますが、こちら前回のヒアリングでいただいたコメントも踏まえて再整理しております。大きく変えた点としては 5 ページ目でございます。 |
| 1:39:09 | 5 ページ目にコンプレッサ   |
| 1:39:13 | 弘電社で 6 のときの共通も CO 転化量から持ってくるだろうとか機器に係る持ってくる様子記録だけ発電炉、これらの関係を明確にしております。もう 7 本にしては、                             |
| 1:39:31 | はい。   |
| 1:39:34 | 8 ページ目を入れてください。   |
| 1:39:38 | 8 ページ目が、それどうしよう配管の仕様表でございますが、こちらの配管の一部が下る配管があるということで、こちらを変更なしとするか動作とするかと技術者という話もございますけども 100 関係を確認していくということ。  |
| 1:39:56 | いうことでしたので、別途発電の今の実績を確認して今のような記載に見直していきます。なお同左としてるのは、当用きいなどで一帯で設計が必要なもので、その変更した場合に評価も一緒に伴うもの。                  |
| 1:40:14 | それについて、   |
| 1:40:17 | 検索を伴うので、踏査という記載をしてくれば、原子炉容器への負担部分を交換すると、そういうのであれば、それに関わる部材スポーツ加えなくても、その部分はどうされるかと、そういった形でしているというような所電力さんのほうの  |
| 1:40:34 | 確認しておりますのでここは今のような記載しております。   |
| 1:40:39 | ちょっと別のポイントとしては、別表   |
| 1:40:49 | 1 ページでございます。  |
| 1:40:51 | 10 ページのこちら計器の仕様表ですが、もともと計器番号 2 棟注釈書いていたんですけども、当初予算の方のルールでは、設置床だったり、溢水防護区画番号                                   |
| 1:41:08 | 溢水防護の配慮が必要な高さと裏が  |
| 1:41:12 | すいません複数に復水この景気がある場合で、先ほどの設置区画番号必要な高さ、これがそれぞれの機器が変わる場合って異なる場合の異なる機器はどれなのかという特定が必要になるので、そういった場合には識別として番号出ていると。  |
| 1:41:30 | ちょっとプロで確認しております。今回のこの地域に関しましては石油価格変わりませんので、削除という設置後系統名については発電炉のほうの記載ぶりを一方でしまして、                               |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 1:41:45 | 測定しているポイント、例えば使用済み燃料プールの温度を東名所得であれば使用済みの温度は上がっているということからわかるような記載にすいませんここ合わせております。                          |
| 1:41:58 | はい、加藤インターロックのほうがいいの 21 ページのほうに整備しておりますが、先ほどお話のあって、これはちょっとPoint皆をさせていただきますけれども、現状の考え方としては、月の                |
| 1:42:16 | 注釈 2 階で平均をそこで示してそその注釈で示した契機と仕様表の計器を紐付けすると。   |
| 1:42:24 | あと何回も登場する地震計といったものについては、この後何でも登場しますこの設備でも使いますという所集合の備考で宣言するというような整理で今とりあえず整理しているところがございます。                 |
| 1:42:40 | 御説明は以上でございます。  |
| 1:42:44 | はい、規制庁仮設ただいまの説明に関して規制庁側から質問ありますでしょうか。  |
| 1:42:52 | 規制庁のカワラサキですよね。ちょっと今の資料の  |
| 1:42:57 | 直接触れられていなかったかもしれませんが 6 ページで確認したんですけれども、  |
| 1:43:07 | この容器の話ですかね前回はヒアリングで、   |
| 1:43:12 | 言ってた事項が反映していただいたりしてるのかなと思いつつ、  |
| 1:43:18 | 2、2 点あったかと思っていて、   |
| 1:43:23 | 例えば一つ目は、鉄塔濃縮度を 0.95%未満のウランを取り扱う機器であって臨界管理対象外ですといったところの説明を  |
| 1:43:34 | 何ていうか、この仕様書で書くべきか、或いはその  |
| 1:43:38 | 添付資料もあわせて書くべきかといったところについては、結局どう整理されたのかなといったところと、あとは管理の話が出てきたかと思えますけど、その点については、結論としてはどうなったのかなというのをお聞かせください。 |
| 1:43:59 | その上での坂本でございます。   |
| 1:44:04 | 先ほどの臨界管理の件につきましては、まず展開表停止  |
| 1:44:12 | 全社で整理社共通の展開表あれで容器の基本的なばつと決めて、その場合 16 には臨界も入りますので、使用表としては臨界の公募は必ず起きると、この項目に対して回答しない機器に対してはバーにして、            |
| 1:44:30 | なぜその臨界に対処しなくていいのかという理由をとここでも書くとまた添付書類は基本設計方針の中でも、当然遠い出て 95 未満の裏恐れですから、細かい商売以上使うものが対象です隠し                   |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 1:44:46 | 書きますし、それと添付書類をコード臨界説明ところでも同様の記載が書かれて、   |
| 1:44:52 | いう形にこの方針に対しては記載がされておりますので考えております。あと単体の強度評価のほうは前者のポートOBの人おりまして、基本的に強度等評価を行う管台、これについては、かつてないから、そこまだ               |
| 1:45:14 | はい。   |
| 1:45:16 | 時製品データ等の一般に特殊な管台を使っているものでなければ対象にしないとか、そういったところも含めて今全社で協議しているところでございます。こちら考え方が固まり次第、全社の中で回答させていただくということで考えております。 |
| 1:45:35 | 以上です。規制庁川崎です。臨海を確保書かないで結局書く方に統一しますというふうに理解しました。   |
| 1:45:45 | 艦隊の方については、濃縮としては該当するものがあるから全社としても整理を踏まえて、   |
| 1:45:56 | 記載を検討しないといけないということですかね。   |
| 1:46:01 | 回答要否外筒があるかないかをちょっと教えてください。  |
| 1:46:06 | 日本原燃坂本でございます。洞道支給はテレ東管内に特別扱いと局所的な圧力変わるというところございませんし、使っているものは基本実質品、  |
| 1:46:20 | ですので、どちらの考えに最終的に固まったとしても、該当しないということの基本を考えております。   |
| 1:46:31 | 規制庁川崎です。状況理解しました。であれば   |
| 1:46:36 | 濃縮としては、一応申請の形としてはある程度固まってきているというふうに理解しました。  |
| 1:46:44 | 今までの点で何か規制庁側から補足的なところありますか。   |
| 1:46:52 | よろしいですかね。続いてなんですけれども、9ページの  |
| 1:46:58 | 以降の話ですかね、御説明いただきましたけども、インターロック官邸の   |
| 1:47:04 | 悲しいですね。   |
| 1:47:07 | で、鉄塔今注記で書かれていますというふうな話があったかと思うんですけども。   |
| 1:47:14 | 各設備にぶら下がってるということで、前回ヒアリングの中で、実用炉とか、再処理もそうですかね、計測計制御系統といった中に、  |
| 1:47:30 | 登録するような形とはちょっと違っている制度になるというふうな話なんですけども。   |
| 1:47:36 | 当日ような整理とかを見てみるとさ、計測制御系統っていうくり出した上で、その成長の方法であったりとか、  |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 1:47:48 | 或いは計測する検出器の話であったりとか、  |
| 1:47:52 | インタロックみたいな話に相応するような工学的施設等の起動信号といったような構成に多分なっていてですね、それぞれ実際されているんですね。           |
| 1:48:04 | そういったところをちょっと見ていくと、濃縮のこちらの整理上では記載されていないような項目もあるのではないかなと思っています。                |
| 1:48:16 | ちょっとその点についてちょっと具体的に何を期待するとですね。  |
| 1:48:22 | 例えば   |
| 1:48:26 | ここで例えばEx処理設備なり何なりといったところを記載されてるかと思っていて、まずは容器等の仕様表が書かれると、その上で、                 |
| 1:48:40 | 計装関係のところも、その内数として使用表の中で表されるということなんですけども。                                      |
| 1:48:49 | 例えば   |
| 1:48:52 | 警報動作  |
| 1:48:55 | としてどういった  |
| 1:48:57 | 多分、例えば警報動作の範囲であったりとか、   |
| 1:49:01 | 或いは、  |
| 1:49:02 | インターロックとしての信号の  |
| 1:49:05 | 種類として、どういったものがあるのかどうか、つまりそのどの検出器が、  |
| 1:49:13 | 何個作動すると、  |
| 1:49:17 | そのインターロック信号が発するのか。  |
| 1:49:20 | そのための検出器はどれなのか。   |
| 1:49:24 | その建設的のコストは何なのか。   |
| 1:49:27 | 取り付け位置はどこなのか。   |
| 1:49:29 | 信号の作動設定値はどこなの同で設定しているのか、或いは作動条件としてどういった組み合わせで動作するのかとか、そういったことを次長の方見ると、検出器の表と。 |
| 1:49:44 | 別の表でインターロックのインターロックというか工学的施設の信号として消防整理されているんですね。                              |
| 1:49:53 | そういったインタロックみたいなどころについて、中期の中で十分表現されているのかどうかっていったところについては、                      |
| 1:50:04 | 実用炉とか他の施設の状況も踏まえてどういうふうに見られているのかっていうのを、                                       |
| 1:50:10 | 状況を聞かせたいと思っています。  |
| 1:50:14 | ちょっとなかなかちょっと伝えてしまったので、  |
| 1:50:17 | わからないんであったら聞いてください。以上です。  |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



|         |   |
|---------|---|
| 1:50:24 | インドネシアでございます。の点でまず一つはやはり社内膨縮と最初にもう既設のレベルがやはり違うところになって、どこまで飲みながらかかっても平行もしくは合わせにいけばいいか非常に迷っているところで、                           |
| 1:50:43 | そう。かなり別途レベルの問題だとおっしゃってくれりゃのあとは伸縮許可での書き方けれども多分きいてきまして、再処理とかMOXピークと何とか停止回路とか何とか形式系って意味で、単に。                                   |
| 1:51:01 | 名称は書いてあってそれがまさしくインターロックに名称であって、それが、例えば温度を拾って何とか内々軽視する回路ですとか何とか形式ですっていうと、停止系停止回路になるものが使用表に出てきて、そいつは、その温度計なりなんなりをとって、温度計は測定範囲 |
| 1:51:20 | 何とか回路っていうのはその提出ためのインターロック作動範囲で会計それぞれがりするような形で書かれると、どうさせる内容もそこに書かれれば一連の内容がわかると思うんですけど、まあ、そういうのに合わせて濃縮も書くか。                   |
| 1:51:38 | どうかということだと思うんですけど、まだそこまで切っていないのが実態でございます。申請書での書き方で、最初にも含めれば広角っていうのは大体決まってはいるんですけどそこのリンクも含めてまだ調整しきれてないという状況です。               |
| 1:51:53 | 規制庁川崎です。わからないといろいろと実用炉も見つつ検討されているという状況はわかりました。  |
| 1:52:03 | ちょっとその表の  |
| 1:52:05 | 立て付けをどうするのかみたいな話もあるとは思うんですけども、  |
| 1:52:11 | 多分、先ほど設備リストのところであったように、   |
| 1:52:16 | 今の書き方だと多分   |
| 1:52:20 | ちょっとさっきのリスト対応関係がよくわからなくて、   |
| 1:52:28 | イメージ的にはですねインターロックというくりでいろいろ書こうとされているので、例えばある一つ目のインターロックありましたといったところで、   |
| 1:52:39 | 関連する検出器がぼんぼんぼんと書かれますので、次の設備に  |
| 1:52:46 | たところで、ちょっと別のインターロックナットが出てきて、そこに関連する見識はぼんぼんぼんと書かれますので、   |
| 1:52:55 | それで結構同じ鉄塔検出器が使われているときにはそれは結局、前室と同様ですといった形になってしまうかと思うんですけど、そこら辺の使用表としての並び方というか、本文の記載の  |
| 1:53:13 | 順序みたいなどころっていうのはどういうふうにイメージされているところでしょうかね。   |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 1:53:21 | 日本原燃の坂本でございます。そしてこういう悩みどころで立派ですけども、今は基盤計器がその一番最初に登場するところだけで計器の仕様表が登場して、  |
| 1:53:37 | それ以降は、その経験不足の中で、今稲泉そのベースでインターロックの異常ゼビオコサクです。   |
| 1:53:47 | すみません、大分坂本さんもしゃべらそうなので、先ほど石原さんも言われてましたけど、  |
| 1:53:57 | 特殊なルールをつくろうとする方が大変そうなので、   |
| 1:54:01 | もう基本的には並んでですね、景気を変えて、  |
| 1:54:07 | その上で、インターロックを書くときインターロックの中では   |
| 1:54:14 | 進行担当通さ担当というところをそれぞれ計器等設備なり何なりって書いているわけですから、それを呼び込むような形のことを書き、10日設定値について額と  |
| 1:54:29 | いうことを表分けて、ここに書いていただけたらと思います。その際にですね先ほどカワラサキのほうから、  |
| 1:54:40 | 実用炉のほうでは、ツーアウト防法とか動作の回廊の構成みたいなことも書いてあるということでありましたけども、その点は重要度に応じてそこまでの信頼性っていうのを確保する必要はないということであれば、                |
| 1:54:57 | それがそれすべてであれば、特にそういう記載項目を書く必要もないかなっていう気もしますけど、その辺りの程度感っていうのを相談したいのであれば、その表をつくった上でですね、今回のように対比表もつくっていただけてみて、こういうふう |
| 1:55:15 | 濃縮としてはしたいというふうなことをお話いただければすぐに解決するかなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。   |
| 1:55:27 | 委員検査官法等でございます。工学的安全施設の部分の使用表とかの信号をもとにしたのがあるのって、もともとそれでインターロックの就業を作るかということも考えていたので、ちょっとそれも踏まえて、                   |
| 1:55:43 | 当濃縮としてどういうふうに出すかという案を提示させていただきます。はい。以上です。  |
| 1:55:55 | 規制庁川崎です。今ちょっとやりとりがあったように進めていただければと思いますが、ちょっとその本命でそのときに細かい話にも何点かあるかと思いますのでそちらを聞きたいと思しますので、                        |
| 1:56:12 | 例えば10今日の資料と言うと、  |
| 1:56:16 | 10ページとかですかね。   |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 1:56:19 | 測定箇所の話があったかと思えます検出器とかの計測する箇所についてどの程度の  |
| 1:56:27 | 記載ぶりにするのかといったところが前回のヒアリングで出たかと思えますけど、そこら辺はどういうふうな検討状況ですかね。   |
| 1:56:40 | 日本原燃坂本でございます。計測器等を見推定 5 系統、  |
| 1:56:47 | その決定を図るものなのかという所位置がわかるような記載にすることと、ちょっとどういう記載事項悩んだんですけど、発電炉を見てそれに合わせるということと、                                |
| 1:57:04 | 今は整理してますか設備についても、当期きい類についても、冷凍系統のところを追加して入れて、今は整理しています。ただこの系統の最終的にどう書くかというところは結構前者のほうで今まだ決定が検討しているところですので、 |
| 1:57:22 | こちらも別途対応させていただきます。   |
| 1:57:26 | 規制庁川崎です。状況はわかりましたので。ちょっと先ほどの話とあわせて適多分あのお話を聞く機会が、   |
| 1:57:34 | あるのかなと思っているので、そういった細かいところも含めて、提示していただいた上で話ができてる状態に準備いただければと思っていますので、                                       |
| 1:57:46 | ちょっと 10 ページのところ、本当に困った。  |
| 1:57:49 | 個別の話なんですけど、検出器の種類で、  |
| 1:57:53 | 撤退圧力伝送器っていうふうに多分修正されていると思います。  |
| 1:57:57 | この絶対圧力伝送器っていうとなんかトランスミッタのような   |
| 1:58:02 | イメージがするんですけど。  |
| 1:58:04 | この検出器の種類って何か確かにその  |
| 1:58:08 | 差圧で感知します絶対圧で感知しますみたいなことなのかと思いつつ、この伝送器っていうのの記載は検出器の種類なんだろうかっていうシンプルな質問です。                                   |
| 1:58:30 | 規制庁コサクですけど質問を変えると、これは絶対圧を検出する検出原理は何ですか。  |
| 1:58:41 | 日本原燃坂本です。そして実現ちょっと痛いんですけども、ちょっとほぼ低いどっぷりざるの整備になりまして、すいません。ちょっと莫大なんですけども、積極的に                                |
| 1:58:57 | なるほどね。   |
| 1:58:59 | 規制庁プリセプターの排状況はわかりましたので。  |
| 1:59:04 | うん。ただちょっと何か伝送器っていうとね他の種類、  |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 1:59:08 | いや何となく思えなかったので、検討いただければいいのかなと思います。以上です。仕切弁です今年こちらの値一体になっているわけですし、現地検証ちょっとあまりいいと思っていい状態。                        |
| 1:59:23 | 規制庁コサクですけど、今日のところはまだ未整理なので、  |
| 1:59:29 | 発言を受けたりしてもいけないかなと思うので、結構ですけど、今お聞きしたように、動作原理がわかる。   |
| 1:59:39 | 測定原理がわかるような記載をするのが基本ルールです。   |
| 1:59:43 | 今ので  |
| 1:59:47 | ここで書いてある、電力の形であれば温度計については熱電対なのか、白金系などPARのかと。   |
| 1:59:56 | て一口径等かどうかですね。そういうことではやっぱようにしないと  |
| 2:00:04 | 端的に言うとうどういったんだ。  |
| 2:00:09 | 共通原因故障になるのかとかってというようなところの関係とかもあって、   |
| 2:00:15 | 景気の信頼性っていうのを見るのに種類を見てますので、そういう意味だと伝送機と言われちゃうとちょっと意味合いが違うなというところですので、一方で、岩手にどこまでその開示の情報として書けるかみたいなのところがあるようなので、 |
| 2:00:35 | 最終的にはマスキングすればいいということもあるんですけど。  |
| 2:00:43 | 開示できるにこしたことがないこともありですね、どうかけるかという考えていただければと思います。以上です。   |
| 2:00:52 | 日本原燃サポートでございます意図は十分理解いたしました。と見直し検討いたします。   |
| 2:00:59 | 規制庁のカワラサキです。ちょっと御一点すごい細かい話なんですけど 15 ページのところ、   |
| 2:01:08 | 前回もなんか若干話があったような違いまして、   |
| 2:01:12 | 御質問ですけど。   |
| 2:01:14 | 地方公表案の流体等の種類には生かすっていう記載があるんですけど、これで流体等の種類ってそもそも何を書くべきなんでしたっけっていうのと、配備場所っていうのはその記載として適切適切なものがしょうかっていう質問です。      |
| 2:01:33 | 日本原燃坂本でございます。こちら流体の種類等を気体廃棄物の廃棄設備の説明のところ、ここまでがUF6 ラインとこからが   |
| 2:01:48 | という記録ができる方がP回収されてKK生活クラブ窒素とかそういった残分の活性それを今は排ガスとすればとれるタイプの仮想払い出すと呼んでます。   |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 2:02:03 | それが今度フィルターにとられてそのあとはインターネットは区域ということで、継続率の方にいろんな技術的に考えて指標 5 等で展開するということで、今は整理しているところでございます。 |
| 2:02:18 | 規制庁のカワラサキです。何となく多分説明とセットでしかないと多分全然わからないような気がしてって、別途、少なくとも融資Xが含まれているっていうことは何となくわかった。        |
| 2:02:32 | ただですけども、   |
| 2:02:34 | 窒素とかなんかそこら辺の情報も含めて、  |
| 2:02:38 | どこかしらでなってるんですかね。   |
| 2:02:40 | 排ガスって説明されてますか、っていう   |
| 2:02:43 | ことで、明確にいずれにしろしていただければいいのかなと思います。言葉としてですね。  |
| 2:02:50 | 日本原燃坂本でございます。  |
| 2:02:53 | 申請書の中でその点が説明されてませんので、その辺がわかるようにつくる見直し検討いたします。  |
| 2:03:05 | 私、   |
| 2:03:08 | 一緒に  |
| 2:03:12 | これは規制庁から質問ありますでしょうか。   |
| 2:03:16 | 規制庁コサクです。1 点、8 ページの配管の   |
| 2:03:22 | 変更なし動作の件なんですけど、念のため確認なんですけど今回の仕様表で書かれている部分は、ものとしては交換することは、                                 |
| 2:03:34 | ないってということですかね。   |
| 2:03:42 | 外されてる部分。   |
| 2:03:44 | いや登録会議なりだけってということですか。  |
| 2:03:48 | 日本原燃坂本でございます。  |
| 2:03:52 | 社長っていうください。ちょっとすみません。  |
| 2:04:13 | 日本原燃坂本でございます。当庫なくなるほど抵当今からにしている競馬なくなっなくなりまして、それ以外についても同じ形のものに交換するというものはございます。              |
| 2:04:34 | 規制庁コサクです。実用炉の場合だと 1 次系の配管だと取替工事もういい設工認対象で検査対象でということになってて、そのときには動作で開                        |
| 2:04:50 | 食うことにしていると思うんですよ。  |
| 2:04:55 | 一方で、   |
| 2:04:57 | それ以外の場合は、そもそも変更手続きにかからないので、あまり悩むこともなかったんですけど。  |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 2:05:13 | 点では例しか結べ実用炉の新基準適合の場合は、そういう配管工事もない。   |
| 2:05:20 | もっと淡々と変更なしだったと思うんですけど、今回なんで更新があるかっていうと、  |
| 2:05:35 | 現象が直接  |
| 2:05:45 | 有限会社カワモトです。  |
| 2:05:47 | 使用仕様が長期間にわたるので引き上げると本日投資というものでございます。   |
| 2:05:57 | 規制庁不足です。わかりました。その意味では手続きを要さない。その部分は新基準適合工事ではなくて、通常のメンテナンスでの更新工事だと思えば、ここは変更なしとしておきつつ、別途、              |
| 2:06:14 | 更新をされるという理解をすればいいですかね。   |
| 2:06:20 | 日本原燃佐藤でございます。その通りでございます。   |
| 2:06:25 | 規制庁コサクです。わかりました。私から以上です。   |
| 2:06:31 | はい、他形状から質問ありますでしょうか。   |
| 2:06:42 | すみません。   |
| 2:06:45 | 東海市から  |
| 2:06:47 | 20 時間程度経っていますので、これ結局出たいと思いますけど、原燃よろしいでしょうか。  |
| 2:06:56 | 電源車カワモトです。はい、お願いします。はい。ただいま 15 時 37 分ですので、   |
| 2:07:03 | 45 分から開始したいと思います。よろしくお願いします。   |
| 2:07:11 | 言ったの停止します。   |
| 0:00:00 | それでは続けたいと思います。   |
| 0:00:04 | 原燃におかれましては残りの資料について  |
| 0:00:09 | 一括して説明してもらえますでしょうか。  |
| 0:00:13 | 日本原燃坂本でございます。了解いたしました。ではまず濃縮個別 23 工事の方法に関わる補足説明資料でございますが、こちら、前回のコメントの場合まして、従後見直しの中 5 ページでございます。      |
| 0:00:34 | 敷地全体の使用表のところの説明で、当工場多め見解するとしたところで、   |
| 0:00:44 | 将来今後調整設備の隔離取り合いのところ、少し明確にすると工事方法でべくページということで、  |
| 0:00:55 | 私説明資料のこの部分にこの利益後半部分に関わるカスケードの隔離箇所、あとは 2B2C-2 ヶ所、これは工事に特にこの弁が隔離できてますねという確認を得てカスケード設備季節的それぞれやるというところを、 |
| 0:01:12 | 追加してますので、次の 16 ページ、17 ページでございます。   |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 0:01:19 | 17 ページの系統右下のほうに、こちら左側が、補足説明資料にどういべき発火というところで、先ほど説明した工場の注意事項、この設備更新に関わる考慮し先ほど記載しております。                              |
| 0:01:35 | これを設工認の本文に書くかどうかちょっと悩んだんですけど、疾病等設工認の本文のほうも凍土とかとちょっと共通の部分の内容、全社共通の内容ですが、こちらのほうのaポツのところですけども、左のテープですが、               |
| 0:01:52 | ここはまずAポツに書いてるのは、その工事を行う設備、隔離しており影響受けないようにしなさいと確率くださいでBポツのほうは、今度はその設備がきつく他の設備に影響を与えないようにちゃんと隔離しなさいということで、           |
| 0:02:07 | 低コストBとところで自分隔離をうたっているんで、ここの詳細はどうなんだということで、先ほどの確定と右下の青字のところが該当するのかなっていうところで今スクリーンに該当するとして、その説明資料で明確化するという整理にしております。 |
| 0:02:27 | これでいいまして、19 ページ以降でございますけど。   |
| 0:02:32 | こちら共通 06 でお示しております。当変更前後の工事の層の整理結果を示しておりますが、こちらゼロ組み合わせで提示しております。   |
| 0:02:47 | 電力さんの実績等も踏まえて、こういった形で位置付けます。   |
| 0:02:53 | 補助の説明は以上で公債ますにつきまして、   |
| 0:03:03 | 日本原燃若林です。こちら被ばくの防止に関わる補足説明資料を説明します。  |
| 0:03:09 | 3 ページをご覧ください。  |
| 0:03:12 | 今回等放射線被ばく遮へい計算の結果を第 4 回申請で示していたものから第 5 回自然、自然を行うことに変更しております。それに踏まえて、それを踏まえて資料を修正しております。                            |
| 0:03:29 | なお書きとして、   |
| 0:03:30 | 話題を変えて示したとしても問題ないということを事業変更許可申請書で示した被ばくの条件変わらないと。  |
| 0:03:37 | また謝礼のために設ける設備や機器がないということをごちらのページで説明しております。   |
| 0:03:42 | 続いて 14 ページをご覧ください。   |
| 0:03:48 | 施設工認申請書のほうへどのように、IT化という件につきますと左側、  |
| 0:03:55 | 家Gのほうで説明内容ちょっと修正しているんですけども、基本的には第 3 回申請では同じような前例がありますので、第 3 回申請等を程度の記載内容を示しております。                                  |
| 0:04:11 | 遠心分離機のほうも、   |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:04:13 | 地区 17 ページからですが、第 4 回申請と同様に、第 3 回申請と同様な記載内容を   |
| 0:04:21 | 修正したいと考えております放射線被ばくについては以上です。   |
| 0:04:28 | はい。日本原燃坂本でございます。続きまして、濃縮別中盤等火災防護に関わる説明資料でございます。   |
| 0:04:37 | こちらページ数で言いますと、29 ページでくださいと内に火災影響評価に対する利益後半部分のカスケードを整理をしております。内部火災影響評価につきましては、第 5 回申請で予定しておりますので、それとスプレイ等、 |
| 0:04:58 | ページ更新に関わることに後半部分の施設の関係を少し整理しております。  |
| 0:05:05 | 前提といたしましては、利益カスケード室の遠心機配管、これはCCb可燃物なくて、ULK閉じ込め襲う島その外な恐れはないというところでございます。また等、                               |
| 0:05:22 | 系統分離が予期される設備がないので、回答等が直接評価の該当にもならないということで、建物として延焼防止の評価を行っていく、その概要性同位とれくらの結果というものを下のほうで表で示しているというものでございます。 |
| 0:05:43 | 御説明は以上でございます。   |
| 0:05:48 | はい。静聴 8 です。ただいま説明のありました事項につきまして規制庁という質問ありますでしょうか。   |
| 0:05:57 | 規制庁カワラサキです。   |
| 0:06:00 | ちょっと順番でいうと工事の方法からですか。確認させていただきます。工事の方法でいうと、   |
| 0:06:10 | 追記いただいたところが 15 ページ辺りに、  |
| 0:06:16 | あったかと思いますが、   |
| 0:06:20 | ちょっとこの概要っていうのは、もともとなんか使用表の資料でいうと、   |
| 0:06:27 | 前回議論になった箇所があったと思うんです。   |
| 0:06:31 | 個別 03-4 もちょっと   |
| 0:06:35 | 合わせて見ていただくと、個別 03-4 の資料の 8 ページあたりですかね。  |
| 0:06:42 | 8 ページあたりで工事の方法に展開するというふうな記載があるかと思いますが、  |
| 0:06:48 | そこで閉止版、   |
| 0:06:52 | 設けたりとか、或いはその配管のつなぎ込み部をWの弁を設けるといったことが書かれているかと思うんですけど。  |
| 0:07:02 | ここの対応関係という  |
| 0:07:06 | ところを読むとされてるのかどうかっていうのがちょっとよくわからなかったんですけども。  |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



|         |  |
|---------|--|
| 0:07:11 | ここはいかがでしょうか。   |
| 0:07:15 | 日本原燃坂本でございます。すいませんこちら説明が不足しておりました。ここの指標の8ページの(1)に記載されていることですがけれども、ここで  |
| 0:07:30 | 農地工場を建設時の設工認でして、当時Paしかなくて2B2Cをポートの増設していくという時の構造方向でございます。その時にちよと何もないところから増設する際には、                                   |
| 0:07:49 | 増設する部分はできるだけ同じ場所にして集中して管理を行うということであり、その系統外との取り合いのところでは増設時に配管のつなぎ込みなので、そのときは2重点を置きなさいと。そういった等を新たにものを建設するときの         |
| 0:08:09 | 没水関係というところで書いておりますので、直接的にこれと、今答弁で、供用済みの設備を点でかぶりしているというものとは直接は結びつかないんですけども、それに今の設備に                                 |
| 0:08:26 | 今の施設に当てはめるとどうなるかというところでの弁の隔離をしっかりやっておくというところ、今のような反映にしたところであります。以上です。規制庁川崎です。わかりました。だから、これは過去の時の工事の方法の話をしていった時意味で、 |
| 0:08:43 | 書かれているわけであって、今回、特に閉止ばつとかそういったものは使わないのでというふうに理解しましたがそういう形でよろしいですかね。   |
| 0:08:52 | 日本原燃坂本です。その通りでございます。   |
| 0:08:56 | 規制とカワラサキわかります。   |
| 0:09:00 | 日本原燃八木橋ですが、ピット補足させていただきますが、今回T-15ページのほうで追記したのは、運転エリア等工事エリアを明確に分けてその境界区分は隔離して作業をするっていうそういった来るのかっておっしゃいました。以上です。     |
| 0:09:17 | この交えて、   |
| 0:09:19 | 繰り下げている。   |
| 0:09:22 | 規制庁のカワラサキですが、運転エリアと工事エリアということで、工事エリアと言ってるのか、今回の  |
| 0:09:31 | 荷揚交換だったり根幹の申請対象で工事をする対象の範囲で、一方で2Pdとか2Cとかがっていったものは、運転エリアなんですかねそれとも  |
| 0:09:45 | それと関係なしに、縁切りされている範囲、   |
| 0:09:50 | であって、この記載を見ると何かそちらのほうも触れられているような気がするんですけど、それも含めてここに書かれているというふうな理解でいいですかね。  |
| 0:09:59 | 本件値上げラッシュですがちょっと混乱させてしまいましたが、  |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:10:04 | 国にへえ。   |
| 0:10:07 | 最初に建設工事は見えを作って、2Pdシート調節していくのが最初に計画があ<br>って、特に理解して利用つくったときにも 2Pd使用計画段階でそこまで下げて<br>ますので、それを         |
| 0:10:22 | 今回の工事としてはそこで区切るということで、2 は減った道知事から 50 年停<br>止して運転に協議をしていくPP西は測定結果法人タテウチで                           |
| 0:10:36 | 規制庁川崎ですわかりました。  |
| 0:10:39 | この点について私からは以上ですが、何かほかにあればお願いします。  |
| 0:10:48 | はい、規制庁カワラサキですよろしければちょっと次の質問に移りたいと思<br>います。続いて資料として、   |
| 0:10:57 | 個別の 07 の放射線   |
| 0:11:03 | による被ばくの防止の資料なんですけど。   |
| 0:11:07 | これ確認ですけれども 15 ページのところの記載を見ると、   |
| 0:11:11 | 設計は線量評価方法及び評価条件というのは次回申請と   |
| 0:11:18 | 書かれておりますので、ちょっとこの補足資料では、この(1)と(2)の計算方法<br>その他を示されているけども、この記載は特に申請上あらわれてこないとい<br>ふうに理解すればよろしいですかね。 |
| 0:11:37 | 日本原燃若林です。   |
| 0:11:40 | 現状結核つもりではあったんですけども、そうですし、はい。  |
| 0:11:46 | 規制庁為替そうするとすいません第 3 回申請の時のたてつけと同じかと思<br>う話だと思うんですけど。   |
| 0:11:52 | 時間新設してるのはどこなんですか。   |
| 0:12:02 | 電源は小林です。  |
| 0:12:04 | おっしゃる通りですので、  |
| 0:12:07 | こう分けを分けて、   |
| 0:12:10 | 例えばこの表。   |
| 0:12:13 | この部分の改良等にして概要については今回示すで詳細な  |
| 0:12:18 | 1 回申請という項町別途設けて、  |
| 0:12:22 | その詳細については次回申請はそういう形で申請部分を分けるとします。以<br>上です。  |
| 0:12:30 | 規制庁カワラサキですから、何となくやりたいことはわかりましたので申請とし<br>てのタブフォーマットの話として、ちゃんと検討いただければと思います。                        |
| 0:12:42 | 今の点については以上です。   |
| 0:12:45 | 今の資料についてほかにありますか。   |
| 0:12:51 | はい、よろしければ次の質問に移りますんで、次。   |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 0:12:56 | 直し個別の  |
| 0:13:00 | 10 番ですかね、火災の資料、  |
| 0:13:04 | について質問させていただきます。   |
| 0:13:09 | テイカさんの資料の  |
| 0:13:13 | 最後に御説明していただいたところの評価の話ですけども、ページで言うと<br>20。  |
| 0:13:19 | 9 ページ辺りですかね。   |
| 0:13:22 | ここの部分の   |
| 0:13:25 | 閉じ込みをFXの閉じ込めを損なうことがないといったような記載については、   |
| 0:13:32 | これは今回の申請において評価を行う。   |
| 0:13:35 | 対象であるのかそれともその許可の段階で整理されている理解なのかって<br>いったところを御説明いただけませんかでしょうか。                                      |
| 0:13:47 | 日本原燃坂本でございます。うちの上の作業の目のところの営業としても使用<br>するなきゃお世話ないのか、記載の通りだと理解しておりますけれども、                           |
| 0:14:00 | 許可の段階での可燃性の機械棟で主に被水名称が継続する可能性がある<br>ところはどこかというところを整理して、それは一部のコールドトラップは貯金シ<br>ステムだけは、火災が疼痛可能性がある。   |
| 0:14:18 | いうところで設定してそれ以外はないという趣旨です。そのかたい粉末の期待<br>があるところについては、本会の第 4 回火災の方でも、その燃焼時間とゼンシ<br>ョーに対して光沢の率があるかどうか。 |
| 0:14:33 | のすべてを強化をして問題ないという事項の確認しておりますので、  |
| 0:14:40 | 保管段階でそういう整理をしていくというところでございます。  |
| 0:14:44 | 規制庁のカワラサキです。御説明の内容を理解しましたということは、別途、  |
| 0:14:51 | 第 5 回申請の範囲としても、このカスケード   |
| 0:14:56 | カスケード設備の   |
| 0:15:00 | 申請対象またからに公判延って言われてるやつなの。   |
| 0:15:05 | 設備の評価みたいなどは特に出てこないというふうに理解すればよろしい<br>ですかね。   |
| 0:15:12 | 日本原燃坂本です。相当直接的に機器を守るというそういう評価をするとい<br>うのはございません。   |
| 0:15:20 | 規制庁川崎です。わかりました。そうするとその個々の最後の部署のほうに表<br>がついてると思いますけども、これもその許可の時点での                                  |
| 0:15:29 | この区域に対する   |
| 0:15:31 | 想定ということですかねこの  |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 0:15:35 | 私みたいなどころってというのは、第 5 回の区域としての申請対象ではあるんでしょうか。  |
| 0:15:44 | 日本原燃遮光性でございます。今日の部分は今後、第 5 回で精査の上で、冷凍掲示しようと思っている火災区域の家財設備等価時間以降でございますので、今はその第 1 回で出そうとしてることの概要と、       |
| 0:16:02 | ということで示しているものでございます各班に直接記載がある方ございません。  |
| 0:16:09 | 成長カワラサキの状況については理解しました、つまりそのこら辺の第 5 回の申請対象ってというのは、あくまで建屋の評価であって、設備については、そのさっき言った前段の許可の整理で、              |
| 0:16:25 | 整理されているというふうに理解しました。   |
| 0:16:29 | 今の点について、ほかに。   |
| 0:16:33 | 確認事項あるAREVA規制庁側からお願いします。   |
| 0:16:38 | 規制庁コサクですけど、内容的なところは今の定員  |
| 0:16:43 | ですけど、記載として、これはこの表は左側が添付書類で書いてあることで、真ん中がその補足でってということだ。  |
| 0:16:56 | と思うんですけど、添付書類で、  |
| 0:17:00 | なくていいんですかね。  |
| 0:17:04 | 日本原燃坂本でございます。すいません、こちらわかりづらいんですけど、中産と。   |
| 0:17:10 | 青枠で囲っておりまして、青枠で囲んだ部分を左下の※で既設工認の記載時適正化を図ることが主で示すとして黒設工認のほうに理解しましたの添付書類のほうに関わるってということとしますすいませんばかりちょっと    |
| 0:17:27 | 来ますとですね、規制庁不足です。わかりました。そうすると今の第 5 回時出すこととしてる表自体も、  |
| 0:17:35 | ここで書きちゃうってことなんですか。   |
| 0:17:40 | 倍率におけるサポートでございます。概算の結果として今提示したほうが良いよい計算結局かまでは載せる必要はないかという部分。   |
| 0:17:52 | これちょっとどうするか検討いたします。  |
| 0:17:58 | 規制庁コサクです。はい。まさにですね第 3 回 4 回とかでどこまで出したのかってということと大分そごが生じたような気もするので、結局はここは直接影響するようなものじゃないっていうのが認識側の話だと思う。 |
| 0:18:17 | で、   |
| 0:18:19 | それがわかるような店舗の夏季 1 書いてあれば十分だと思いますんで整理落ち込みました。  |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 0:18:27 | 日本原燃坂本でございます。見直しいたします。   |
| 0:18:39 | はい。  |
| 0:18:43 | ほか規制庁から何かございますでしょうか。はいどうぞ。   |
| 0:18:48 | 規制庁ハヤカワですけれども、22 ページのところちょっと確認した意見がありまして、  |
| 0:18:56 | 電気計装ケーブルの難燃の話で、今使って対応して次の 383 の垂直トレイ試験投稿という形でうたってるんですけれども、まず、  |
| 0:19:11 | この統合というのは何を意味他に何かあるのかちょっと教えて欲しいのと、あと実際に難燃ケーブルを敷設する範囲というのが決められてるのかどうか、それを教えていただけますか。                              |
| 0:19:32 | 4 件目個別省庁にください。   |
| 0:20:11 | はい。  |
| 0:20:24 | 日本原燃坂本でございます。  |
| 0:20:29 | 先ほどの図、IAAA以外に何かあるかということで、例えばUAL給与策に基づく可燃性統計杭 0 とか、3 喪失 26 以上有するものとか、あと建築基準法、障防法定める事も試験を実施したものとか、そういったものを、がほかになる。 |
| 0:20:49 | 正として、  |
| 0:20:53 | あり得るといって、ちょっと細かいところは、設計の方と精査しますけれども、そういったところですので、検査の対象ですか、そういったこちら基本設計更新のほうに書いて、基本設計方針検査で開をすると。                  |
| 0:21:08 | ということで、例えば今回の遠心機更新であれば、別途高周波インバータ措置これ構成しますので、更新して取りかえたケーブル材つけたケーブルのケーブルについて検査対象としますと、あと見ているんでね、第 4 回では無停電電源装置、   |
| 0:21:25 | これを当行新規定型で新たにしますので、この部分について確認していただくということで考えております。  |
| 0:21:36 | 以上でございます。はい、規制庁ハヤカワですけれども。そうすると、それ以外の生徒ケーブルに関しては、系統、基本的には基本設計方針の中では見ないということで理解してよろしいんですか。                        |
| 0:21:51 | 日本原燃坂本でございます。今回の更新にかかわらない既設のものに関しましては、従前から管理をしておりますので、別途委員会へ移行する部分に対して検査を実施するというように考えております。                      |
| 0:22:11 | 規制庁ハヤカワです。了解しました。  |
| 0:22:17 | ほか規制庁から質問ありますでしょうか。  |
| 0:22:25 | よろしいでしょうか。   |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 0:22:30 | はい。なければこれでヒアリングの報酬了承したとしたいと思いますけれども、土地話もありましたけれども、原燃におかれましては早急に補正等も含めてスケジュールのほうを検討いただければと思います。                 |
| 0:22:45 | そして補正に関しては整理したものを出していただきたいと思いますが、一応当方として他の1階でその補正のほうが進むというふうにちょっと考えているわけでもないので、あまり口席内というか時間をかけて来ないでやっていただければと。 |
| 0:23:03 | いうふうに思っています。現年何かございますでしょうか。  |
| 0:23:09 | 日本原燃の渚野で生徒今ご指摘いただきました点徐々に認識した上で、速やかに対応して参ります。以上です。   |
| 0:23:19 | はい。社長ほかに何かありますか。   |
| 0:23:25 | はい。なければこれで終了したいと思います。はい。   |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。